

**性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン
～再犯防止プログラムの活用～**

令和5年3月

令和8年6月 一部改訂

法 務 省

はじめに

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、社会全体で根絶に向けて取り組む必要がある。

法務省は、矯正施設や保護観察所で性犯罪をした者に対して認知行動療法の手法等を取り入れた専門的な処遇プログラムを実施しているが、性犯罪をした者の再犯を防ぐためには、刑事司法手続終了後も継続して支援を行うことが重要である。

一般的に、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、国による関与が限定されるため、地方公共団体が主体となることが期待されるが、性犯罪のように専門的な対応が求められるものについて、地方公共団体は専門的な知識・技術等を十分に有していないのが実情である。

このような状況を踏まえ、政府は、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月犯罪対策閣僚会議決定）、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）等において、性犯罪に関して、地方公共団体による再犯防止施策の支援を進めることを掲げてきた。

そして、令和5年3月、法務省は、必ずしも性犯罪の特性に関する専門的な知識等がなくても、矯正施設や保護観察所における専門的な処遇プログラムに引き続き、地方公共団体が性犯罪をした者に対する再犯防止の取組を進めることができるように本ガイドラインを策定し、都道府県等に提供した。その後、一部の都道府県は、実際に本ガイドラインを活用して、性犯罪をした者に対する支援を始めた。

そこで、本ガイドライン策定後における改正法の施行¹等を踏まえ、本ガイドラインの一部改訂を行うこととした。

各地方公共団体においては、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、本ガイドラインを参考として、性犯罪をした者に対する再犯防止の取組に御尽力いただければ幸いである。

¹ 令和5年6月16日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が成立し、一部の規定を除いて、同年7月13日から施行された。改正法等の概要については、次を参照されたい。

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html（令和8年5月21日閲覧）



また、令和4年6月13日、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）が成立し、令和7年6月1日から、懲役及び禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が施行された。拘禁刑の概要については、次を参照されたい。

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00164.html（令和8年5月21日閲覧）



目次

1. 本ガイドラインで使用する主な用語の解説	1
2. 性犯罪に関する基本知識	3
2.1 性犯罪とは	3
2.2 性犯罪の発生状況や再入率	3
2.2.1 性犯罪の発生状況	3
2.2.2 性犯罪をした者の再入率	5
2.3 性犯罪の再犯防止に関する取組状況	7
2.3.1 法務省における取組	7
2.3.2 地方公共団体における取組	16
2.3.3 民間団体における取組	20
3. 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援	22
3.1 地方公共団体の役割	22
3.2 性犯罪をした者等の支援ニーズの把握	25
3.2.1 インテーク（聞き取り）実施	25
3.2.2 インテークの実施例	30
3.3 支援ニーズに応じた具体的な支援の在り方	31
3.3.1 性犯罪をした者の就労・生活支援等	32
3.3.2 性犯罪をした者の家族に対する支援	32
3.3.3 地方公共団体による専門的支援の実施	34
3.4 性犯罪をした者の再犯防止を支援するための取組における留意点	39
3.4.1 性犯罪をした者に対する接し方	39
3.4.2 支援者側の体制、取組方法	39
3.4.3 取組を進めるに当たってのポイント、留意点	40
3.5 支援に関する広報の在り方	42
4. 性犯罪をした者の再犯防止のための支援における関係機関連携の在り方	43
4.1 連携対象となる各機関の役割及び連携方策	43
4.2 法務省から関係機関等への情報提供	44
5. ガイドラインに関する Q&A	45
6. 参考資料	46
6.1 刑法犯検挙者の再犯状況	46
6.2 全国の保護観察所・法務少年支援センター（少年鑑別所）一覧	48
7. 付属資料	54

1. 本ガイドラインで使用する主な用語の解説

用語	定義・解説
アセスメント	犯罪をした人の再犯リスク（再び犯罪をするおそれ）の程度や犯罪を誘発する要因等を評価すること。
入口支援	矯正施設における処遇を経ない被疑者・被告人（起訴猶予処分、全部執行猶予付判決が見込まれる者等）に対して行う社会復帰支援。
インテーク	支援ニーズ（当事者の抱える課題に応じ、必要とされる支援の内容）等の把握のため、支援開始前に最初に実施される面接・相談。
仮釈放	刑事施設に収容されている人を収容期間が満了する前に仮に釈放する措置。
矯正施設	犯罪や非行をした人を収容する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所。
刑事施設	矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所及び拘置所。
刑事施設及び保護観察所における処遇プログラム	認知行動療法の手法等を取り入れ、性犯罪をした者が人それぞれの行動パターンに大きく影響を与えている物事の考え方や受け止め（これを認知という。）のクセに気付くこと等をもって、自分自身でコントロールするための具体的な方法を身に付けていくことを目的としたプログラム。 刑事施設では、受刑者のうち性犯罪者調査（性犯罪に係る再犯リスク、処遇ニーズ、処遇適合性の項目で構成される専門的調査のこと。）によって選定された対象者に対して性犯罪再犯防止指導を、保護観察所では、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対して性犯罪再犯防止プログラムをそれぞれ実施している。
刑の一部の執行猶予	前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者や拘禁刑以上の刑の執行終了日から5年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者等に対し、3年以下の刑期の拘禁刑を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年以上5年以下の期間、執行を猶予することができる制度。平成28年6月に施行された。
刑の全部の執行猶予	裁判所が刑を宣告した場合において、情状により、刑の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事経過したときは、その刑を執行しないこととする制度。
コーピング	対処方法のこと。刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムでは、認知行動療法の手法等を取り入れ、「事件（実行）」に至る流れ（サイクル）の各段階において、サイクルから抜け出すためのコーピングを身に付けることを目指している。
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙等された者。
再犯者率	刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

用語	定義・解説
再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標。
出口支援	刑務所等の矯正施設から出所等する者に対して行う就労支援や住居等の確保といった社会復帰支援（入口支援との対比で使うことが多い。）。
2年以内再入者数	各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員。
2年以内再入率	各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合。
認知行動療法	行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせることで用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。
法務少年支援センター（少年鑑別所）	各都道府県庁所在地等全国52か所に設置され、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を実施する機関。
保護観察	保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する指導及び支援。 保護観察の対象となる者は、①家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（保護観察処分少年）、②少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（少年院仮退院者）、③仮釈放を許されて保護観察に付されている者（仮釈放者）及び④刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者）である。
保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動等の事務を行っている施設。医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の①生活環境の調査、②生活環境の調整、③精神保健観察等の事務も行っている。
保護司	犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした者等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行う。

2. 性犯罪に関する基本知識

2.1 性犯罪とは

「性犯罪」の定義は、文脈により様々であるが、本ガイドラインでは、性犯罪の定義を、不同意性交等罪等の刑法上の罪や児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害等に関する法律上の犯罪に当たる行為に加えて、罪名又は非行名のいかんにかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく可能性のある行為とする。

性犯罪をした者には、性犯罪のみを繰り返す傾向がある者もいるが、性犯罪以外の犯罪に及んでいる者もいる。また、性犯罪をした者に特有の問題性は一概にはいえず、様々である。そのため、単なる性的欲求のコントロールのみならず、それらの問題性に応じた働き掛けを行うことが、性犯罪をした者に対する効果的な処遇につながると考えられる。

2.2 性犯罪の発生状況や再入率

2.2.1 性犯罪の発生状況

令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的姿態撮影等処罰法が成立し、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするとともに、改正前の刑法では、「13歳未満」とされていたいわゆる性交同意年齢について、「16歳未満」とした上で、被害者が13歳以上16歳未満であるときは、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が行為者である場合に処罰することとしたほか、16歳未満の者に対する面会要求等罪を新設するなどの処罰規定の整備等が行われた。

このうち、不同意性交等²の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、それぞれ図1のとおりである³。認知件数は、平成15年に2,472件を記録した後、減少傾向にあったが、平成29年からは増加傾向を示し、令和5年から大幅に増加して、令和6年は3,936件（前年比1,225件（45.2%）増。うち女性を被害者とするものは3,780件）であった。なお、平成29年法律第72号による改正によって強制性交等罪の対象が拡大した点及び令和5年法律第66号による改正によって強制性交等罪の構成要件が変更されて不同意性交等罪となった点には留意する必要がある。また、令和6年の検挙件数は3,376件（同1,303件（62.9%）増）であり、検挙率は85.8%（同9.3pt⁴上昇）であった。

² 「不同意性交等」は、強制性交等（令和5年法律第66号による改正前の刑法第177条及び178条第2項に規定する罪をいう。）、監護者性交等及び強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法第177条及び第178条第2項に規定する罪をいう。）を含む。以下、同じ。

³ 詳細については、『令和7年版犯罪白書』18－19頁参照。

https://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html（令和8年5月21日閲覧）



⁴ 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。以下、同じ。



図1 不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

(注) 警察庁「年間の犯罪」⁵に基づき作成した「令和7年版犯罪白書」による。

また、不同意わいせつ⁶の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、それぞれ図2のとおりである⁷。認知件数は、平成15年に1万29件を記録した後、減少傾向にあったが、令和3年に増加に転じ、令和6年は6,992件（前年比89.6件（14.7%）増）であった。なお、平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が強制性交等罪の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつ罪が新設された。）した点並びに令和5年法律第66号による改正によって強制わいせつ罪の構成要件が変更されて不同意わいせつ罪となった点には留意する必要がある。また、令和6年の検挙件数は5,857件（同1,044件（21.7%）増）であり、検挙率は83.8%（同4.8pt上昇）であった。

⁵ 警察庁「年間の犯罪」<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html>（令和8年5月21日閲覧）

⁶ 「不同意わいせつ」は、強制わいせつ（令和5年法律第66号による改正前の刑法第176条及び178条第1項に規定する罪をいう。）及び監護者わいせつを含む。以下、同じ。

⁷ 詳細については、『令和7年版犯罪白書』18－19頁参照。

https://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html（令和8年5月21日閲覧）



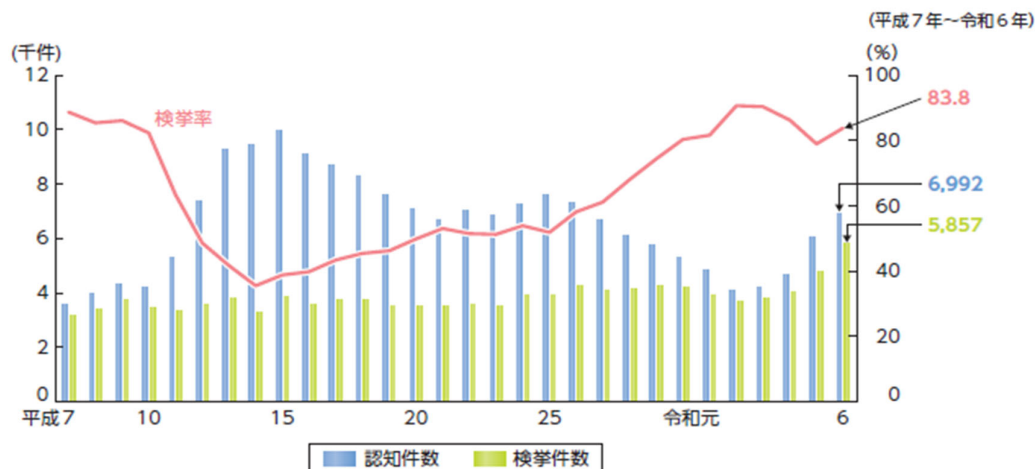


図2 不同意わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

(注) 警察庁「年間の犯罪」⁵に基づき作成した「令和7年版犯罪白書」による。

2.2.2 性犯罪をした者の再入率

主な罪名別に、令和元年以降の5年間の2年以内再入者数及び2年以内再入率をみると、「傷害・暴行」（15.6%）及び「窃盗」（19.7%）が全体（13.8%）よりも高くなっている（表1、図3及び「6. 参考資料」図18参照）。

他方で、性犯罪の2年以内再入率は5.1%であり、むしろ出所者全体と比べると低く、再犯率が高いとまではいえない。しかし、性犯罪をした者の再犯状況を考える上では、性暴力・性犯罪については、一般的に被害に遭っても届け出ない人が非常に多く、暗数（実際に発生した犯罪被害件数から認知件数を差し引いたもの）が多いとされている点にも注意が必要である。例えば、令和6年1月19日から同年2月29日までに実施された犯罪被害実態（暗数）調査の結果、「性的な被害」（不同意性交等（未遂）罪又は不同意わいせつ（未遂）罪が成立する可能性がある被害、痴漢、セクハラ（言葉による性的嫌がらせを含まない。）、盗撮、性的な画像を用いた嫌がらせ等の被害）の被害申告率は、25.0%であった（『令和7年版犯罪白書』379頁）。また、性犯罪は「魂の殺人」と言われるように、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、再犯率の高低にかかわらず、その根絶は喫緊に取り組むべき課題といえる。

表 1 主な罪名別 2 年以内再入者数及び 2 年以内再入率

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）					(令和元年～5 年)			
年 次 (出所年)	覚醒剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃 盗	
	出所 受刑者数	2 年以内 再入者数	出所 受刑者数	2 年以内 再入者数	出所 受刑者数	2 年以内 再入者数	出所 受刑者数	2 年以内 再入者数
令和元年	5,367	846 (15.8)	630	40 (6.3)	955	146 (15.3)	6,663	1,450 (21.8)
2	5,008	776 (15.5)	536	27 (5.0)	943	116 (12.3)	6,441	1,290 (20.0)
3	4,531	581 (12.8)	461	38 (8.2)	815	114 (14.0)	6,193	1,226 (19.8)
4	4,399	466 (10.6)	467	29 (6.2)	722	83 (11.5)	5,908	1,144 (19.4)
5	4,056	519 (12.8)	509	26 (5.1)	706	110 (15.6)	5,687	1,121 (19.7)

- (注) 1 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
- 2 () 内は、各年の出所受刑者数に占める 2 年以内再入者数の割合である。
- 3 「性犯罪」は、不同意性交等及び不同意わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいい、令和 4 年以前は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
- 4 「傷害」は、傷害致死を含む。

(注) 「令和 7 年版再犯防止推進白書」による。

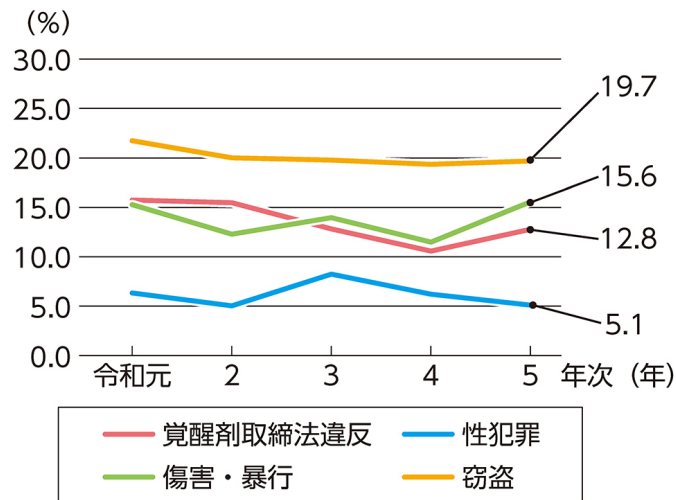


図 3 2 年以内再入率（罪名別）の推移

(注) 「令和 7 年版再犯防止推進白書」による。

● 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）における数値目標

「再犯防止に向けた総合対策」において、2006（平成18年）から2010（平成22年）における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準として、これを2021（令和3年）までに20%以上減少させるという数値目標が設定された。出所受刑者の2年以内再入率については、2020（令和2年）出所者について16%以下にすることが数値目標となり、2019（令和元年出所者で）に達成した。

● 「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）における数値目標

「第二次再犯防止推進計画」においては、出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることが目標として定められた。

2.3 性犯罪の再犯防止に関する取組状況

2.3.1 法務省における取組

法務省では、関係法令等⁸に基づき、性犯罪をした者又は性非行をした少年に対して、矯正施設及び保護観察所において、認知行動療法の手法等を取り入れた再犯防止に向けた取組を実施している。

加えて、処遇の一貫性を保つため、刑事施設と保護観察所との間では、性犯罪をした者の処遇に係る情報の相互引継ぎがなされているほか、法務省と警察庁との間では、子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等の情報共有がなされている。

(1) 刑事施設における性犯罪再犯防止指導

刑事施設においては、性犯罪につながる認知の偏りや自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させるこ

⁸ 刑事施設 : 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、受刑者の各種指導に関する訓令（平成18年法務省矯正訓第3348号大臣訓令）、改善指導の標準プログラムについて（依命通達）（平成18年5月23日付け法務省矯正第3350号）等

少年院 : 少年院法（平成26年法律第58号）、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）、矯正教育課程に関する訓令（平成27年矯正訓第2号法務大臣訓令）、矯正教育課程に関する訓令の運用について（依命通達）（平成27年法務省矯正第92号）、矯正教育の内容について（通達）（平成27年法務省矯正第91号）、特定生活指導の実施について（通知）（令和5年法務省矯正第213号）等

保護観察所 : 更生保護法（平成19年法律第88号）、更生保護法第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇（平成20年法務省告示第219号）、性犯罪再犯防止プログラム実施要領の制定について（通達）（令和4年法務省保観第32号）、性犯罪再犯防止プログラム実施要領の運用上留意すべき事項等について（通知）（令和4年法務省保観第33号）等

とを目的として、性犯罪再犯防止指導を実施している。具体的には、以下の流れで行われる。

① 性犯罪者調査対象者のスクリーニング

新たに刑が確定した全受刑者について、性犯罪者調査の対象であるか否かに係るスクリーニングが行われる。事件名（不同意性交等、不同意わいせつ等）又は前歴を含む事件内容から判断してわいせつ目的のうかがえるなど、「性犯罪受刑者」に該当する者について、「常習性・反復性が認められる者」又は「性犯罪につながる問題性の大きい者」であるか否かなどが判断され、性犯罪者調査の実施の必要性があると判断された者については、詳細な性犯罪者調査が実施される。

なお、身体疾患や精神疾患の治療が優先される、日本語能力等に問題がある、性犯罪再犯防止指導を受講するための刑期が不足しているなど、性犯罪者調査の実施が明らかに困難・不適當である者は調査対象者から除外される。

② 性犯罪者調査

前記スクリーニング項目を踏まえて行われる性犯罪者調査は、性犯罪の再犯リスクに関する「リスク調査」、性犯罪につながる問題性の程度に関する「ニーズ調査」、受講が困難又は不適當と認められる事情の有無に関する「処遇適合性調査」を行い、指導の受講の必要性、受講すべき指導の密度時期等について判定し個々の処遇計画を作成する。性犯罪再犯防止指導の受講が必要と判断された受刑者は、全国20庁の指導実施施設のいずれかにおいて当該指導を受講することとなる。

③ 各種プログラムの実施とメンテナンス

性犯罪再犯防止指導における指導は、オリエンテーション、本科プログラム、メンテナンスプログラムの順に行われる。

本科プログラムの指導科目は、「自己統制」「認知のくせと新たな認知」「他者と社会との関わり」「感情統制」及び「被害者等理解」で構成される。指導対象者は、再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、①本科プログラムの全科目を受講する「高密度」、②必修科目に加えて処遇ニーズに応じて必要な科目を選択して受講する「中密度」及び③必修科目のみを受講する「低密度」の3種類の指導密度のいずれかに指定される。

本科プログラムは、認知行動療法を基盤としており、性犯罪等の問題行動に至った要因及びその行動に至るパターンを検討して、自らが早期にそのパターンに介入することによって問題の再発（リラプス）を防止するスキルを学ぶ「リラプス・プリベンション」と呼ばれる技法を中心的に用いている。

出所前には、円滑な社会復帰を図る目的で、本科プログラムで学んだ知識やスキルを出所前に復習させるメンテナンスプログラムを実施している。

また、知的能力に制約がある者に対して、本科プログラムの内容をイラスト等の視覚情報を効果的に取り入れるなどして理解しやすくした上で、生活技能訓練（SST）や金銭管理等の補助科目を必要に応じて実施する「調整プログラム」のほか、刑期が短いなどの理由で受講期間が十分に確保できない者を対象に、各指導科目の内容を効率的かつ効果的に理解できるよう中心的指導内容を集中させた「集中プログラム」等を実施している。

刑事施設における特別改善指導「性犯罪再犯防止指導」の概要

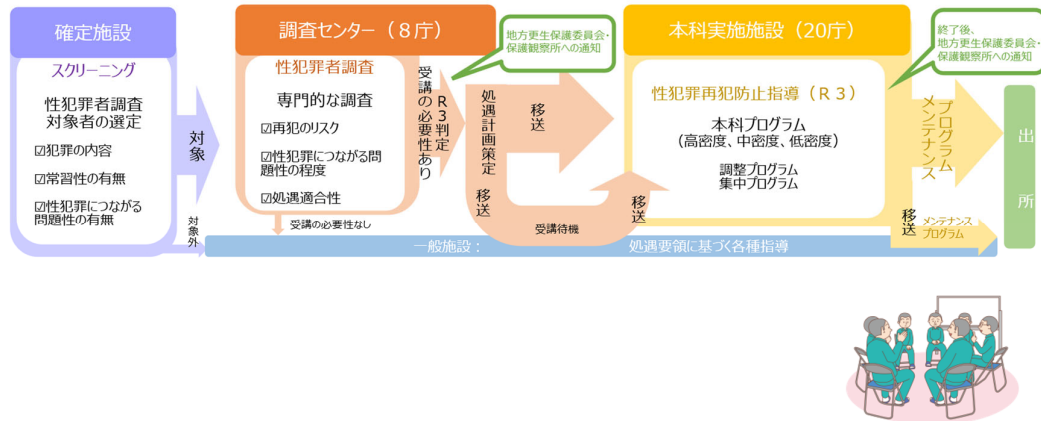


図 4 (1) 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要
(注) 法務省資料による。

性犯罪再犯防止指導

■ 指導の目標

不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当、認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法 グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等 1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月※

※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかのプログラムを実施。ただし、知的能力に制約がある者には調整プログラム（11か月）、刑期が短い者等には集中プログラム（4か月）を実施。

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	- 指導の構造、実施目的について理解させる。 - 性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 - 対象者の不安の軽減を図る。			
準備プログラム	グループワーク	受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	- 事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 - 事件につながった要因が再発することを防ぐための再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）を作成させる。 - 今後達成したい目標、自分の強み等を踏まえ、効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	必修	必修	必修 （凝縮版）
第2科 認知のくせと 新たな認知	グループワーク 個別課題	- 認知が感情、行動及び身体に与える影響について理解させる。 - 再犯につながりやすい認知に代わり、新たな思考スタイルを身に付けさせ、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。	必修	選択	—
第3科 他者と社会との 関わり	グループワーク 個別課題	- 認知が人間関係に与える影響について理解させ、適切な自己主張の方法を身に付けさせる。 - 出所後の人間関係について検討し、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	- 感情が認知、行動、身体及び他者との関係に与える影響について、理解させる。 - 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	—
第5科 被害者等理解	グループワーク 個別課題	- 様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。 - 行動選択の責任について考えさせる。	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	- 知識やスキルを復習させ、再犯しない生活続ける決意を再確認させる。 - 作成した再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）の見直しをさせる。 - 社会内処遇への円滑な導入を図る。			

図4（2） 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要

（注）法務省資料による。

(2) 少年院における性非行防止指導

少年院における性非行防止指導は、性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的としている。

対象者は、①本件非行名が性非行（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）に該当する者、又は②それには該当しないものの、性的な動機に基づき非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因に認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるものである。

指導は、①性非行に関する自己理解を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させることを目的とした12単元から成るワークブック教材を用いた「中核プログラム」と、②アンガーマネジメント（怒りの統制）、被害者の心情を理解するための指導、性教育等の各種指導を組み合わせた「周辺プログラム」及び出院までの間に中核プログラムの実施内容の復習や出院後の生活を見据えた対処方法を学ぶ「フォローアップ指導」で構成されている。

また、知的能力に制約のある者に対しては、「中核プログラム」において、性非行に結び付いた自身の認知の特徴、生活パターン等を振り返り、適切に対処するためのスキルを習得するとともに、向社会的な行動習慣を身に付けさせるための認知行動療法を基礎とする特別プログラムを実施している。

少年院における特定生活指導（性非行防止指導）

★ 指導目標

性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けること

● 対象者

本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの

● 指導内容

①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施

● 実施結果

更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

中核プログラム

○ 実施形式 集団指導又は個別指導

○ 指導時間数 12単元

項 目	指導内容	指導方法
ブ ロ ク ラ ム ① (共通)	ワークブック教材を用いた、性非行に関する自己理解（気づき）を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させるための指導	・「J-COMPASS」を用いたグループワーク又は個別指導
② 周 辺 プ ロ グ ラ ム	自己の感情・思考への気づき、自己統制力の向上、受容的態度の育成、ストレスの低減及び集中力の向上を図るための指導	・マインドフルネス（呼吸に注意を向けるエクササイズ、ボディスキャン等）
	対象者にとって特に必要と高い指導を選択して実施性の	・アンガーマネジメント
	非行の重大性や被害者の心情を理解するための指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	正しい性知識を身に付け、男女の性差や平等性を理解して互いに尊重する姿勢を養い、適切な意思決定をする力を育むための指導	・性教育
ア ッ プ フ ォ ロ ー ア ッ プ 指 導 ③	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を考えるための指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等

単元	指導科目
第1回	どんな自分でありたいか
第2回	これが私です
第3回	モチベーション
第4回	行動の選択
第5回	思考について
第6回	気持ちについて
第7回	性へのとらわれ
第8回	周囲の人との関係
第9回	自分にとっての大きな出来事
第10回	観察する自分
第11回	自分らしい生き方
第12回	新しい出発

知的能力に制約のある者に対しては、特別プログラム（JUMP）を実施

図5 少年院における性非行防止指導の概要

（注）法務省資料による。

(3) 保護観察所における性犯罪をした者への処遇

保護観察所においては、保護観察対象者のうち、①保護観察に付される理由となった犯罪

の罪名又は非行名に、不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、不同意わいせつ等致死傷又は強盗・不同意性交等及び同致死が含まれる者（未遂を含む。）及び②罪名又は非行名のいかんにかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）のいずれかに該当する者を「性犯罪類型」として認定し、類型別処遇を実施している。

類型別処遇では、保護観察対象者の問題性等の特性を個別に見極めた上で、性的な問題行動に共通するきっかけや環境、心の状態等に焦点を当て、きめ細かい保護観察を実施している。

当該類型に該当する保護観察対象者に対する具体的な指導方法としては、性犯罪再犯防止プログラムがある。これは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏りや自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善することを目的としたものである。具体的には、以下の4プログラムから構成される。

- 導入プログラム

性犯罪再犯防止プログラムの目的、概要等を理解させ、保護観察対象者自身が持っている問題や強みを確認し、コアプログラムを通じて達成したい目標を設定するなどして、受講の動機付けを行うことを目的としている。

- コアプログラム

性犯罪再犯防止プログラムの中核。性犯罪の再犯防止に向け、保護観察対象者の自己理解を促進させ、自己をコントロールする能力を身に付けさせる。裁判所の意見等に応じ、保護観察における特別遵守事項として設定された場合、受講が義務付けられる。健康上・能力上の支障や保護観察期間が短く十分な実施期間を確保できないなどの理由がある場合を除き、保護観察開始後約3か月で5課程を実施し、遅くとも6か月以内に修了させる。

- メンテナンスプログラム

保護観察対象者と定期的に接触して、その生活実態を把握するとともに、コアプログラムで履修した内容の定着を図るほか、再犯の兆候を速やかに把握して的確な対応をとることを目的としている。

- 家族プログラム

家族の心身の状況に留意し、必要に応じて実施するもので、性加害のプロセスや性犯罪再犯防止プログラムの概要を説明し、家族から必要な協力が得られるようにするほか、家族の心理的サポートを実施することを目的としている。



図6 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要

（注）法務省資料による。

(4) 再発防止計画

刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムでは、受講者一人一人がプログラムで学んだこと等を通して、自分の事件の背景にある再犯リスク要因を特定し、再び性犯罪をしないための具体的な対処方法を「再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）」にまとめている。

さいはつ ぼう し けい かく
再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）

年 月 日 ()

なりたい自分	なりたい自分になるためにすること
---------------	-------------------------

緊急時のコーピング

実行を直前で食い止めるためのコーピング（対処方法）を記載する。

実行
(加害)

ストップ

コーピング

「日常生活」から「事件（実行）」に至る流れ（サイクル）の中で、性加害の可能性を高める状況やサイクルを進めるリスク要因を段階ごとに記載する。

コーピング

危険な状況
ひきがね

ためこみ

コーピング

各段階において、サイクルから抜け出すためのコーピング（対処方法）を記載する。

困ったときにSOSを出ことができたり、相談したりできる人や機関の情報を記載する。

社会的サポート（支えになる人・機関）	
①	名前（組織名）： 連絡先・場所など：
②	名前（組織名）： 連絡先・場所など：

図 7 再発防止計画の内容

（注）法務省資料による。

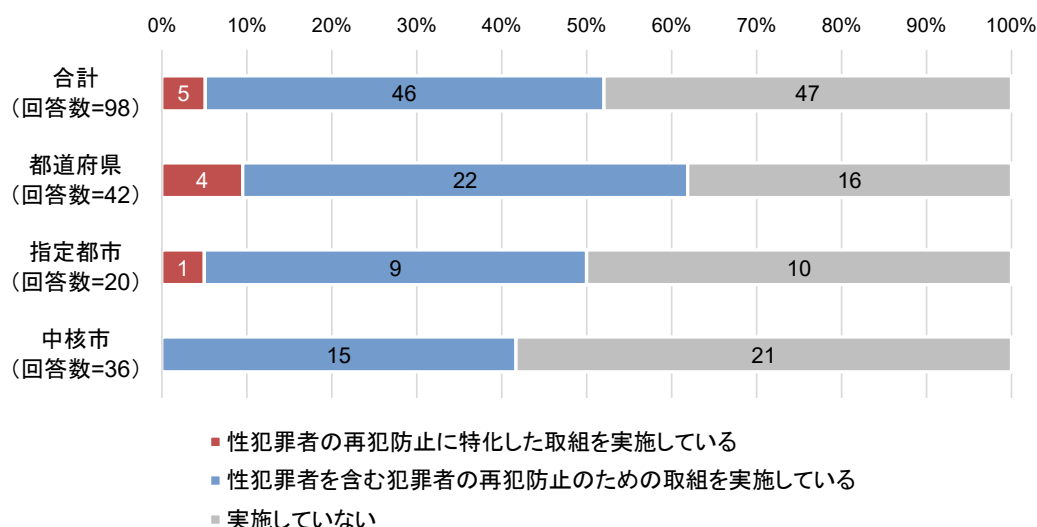
2.3.2 地方公共団体における取組

(1) 全国の実施状況の概要

法務省委託事業において、全国の都道府県と指定都市、一部中核市の再犯防止担当部局を対象として令和4年7～8月にアンケート調査を実施した。

調査の結果、性犯罪をした者の再犯防止に特化した取組を実施している団体は全体の約5%であったが、性犯罪をした者を含む犯罪者の再犯防止のための取組を実施していると回答した団体と合わせると5割強であり、約半数の地方公共団体において性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組が行われていることが確認できた。

また、取組を実施していない団体に対しその理由を尋ねたところ、「どのように行ったらよいか分からないため」が約半数で最も多く、次いで「対応する職員等の知見やスキルが十分でないため」が4割強であった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図8 地方公共団体における取組の実施状況

性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組を行っている団体を対象に、性犯罪をした者への支援について尋ねたところ、「就労支援（職業訓練も含む）」「相談対応（カウンセリング以外の一般的な相談対応）」「居住支援」がそれぞれ3割弱であった。一方、「カウンセリングの提供（公認心理師等によるカウンセリング、再犯防止のためのプログラム等）」「医療機関での治療の提供（医療機関の紹介は含まない）」は1割以下であった。

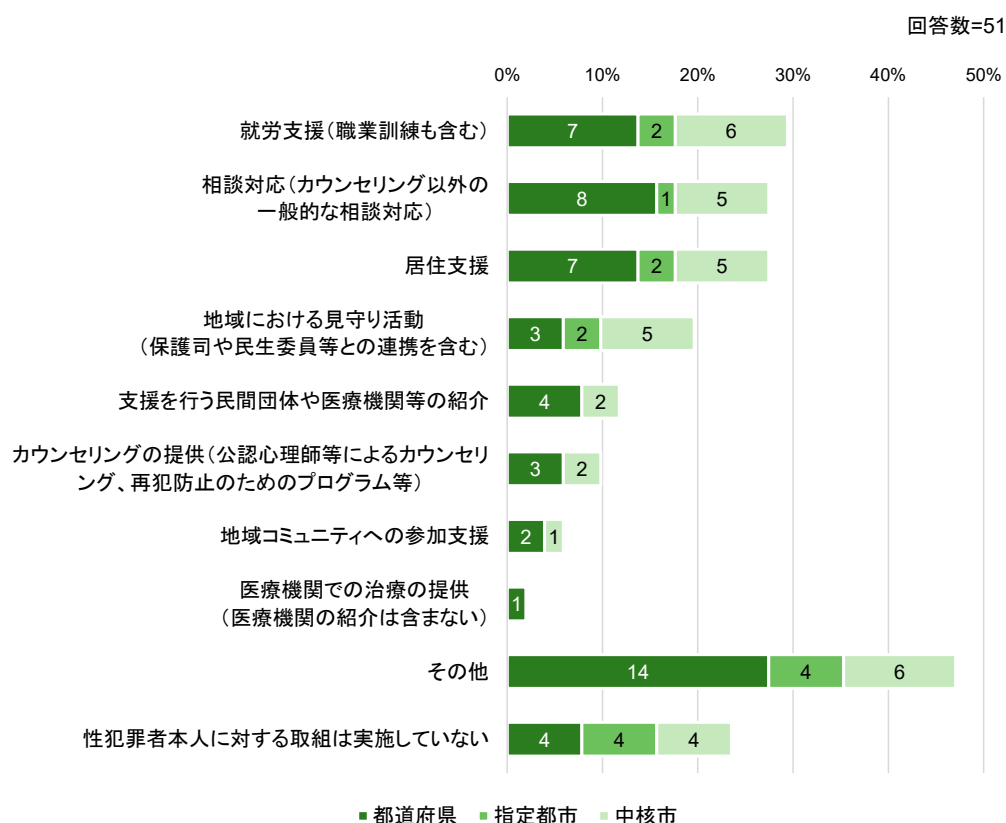


図9 性犯罪をした者に対する再犯防止に向けた支援内容

(注) 取組を実施している団体のみ回答。棒グラフの数値は回答数である。

また、性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組を行っている団体を対象に、性犯罪をした者への対応を担う職員に対する支援内容について尋ねたところ、「行政機関や民間団体等の関係者が情報共有や意見交換等を行う場の設定」が2割で最も多かった一方で、職員に対する支援を実施していない団体が6割強であった。

地域の民間団体や住民に対する、性犯罪をした者の再犯防止に向けた広報啓発活動、協力依頼等についても尋ねたところ、「理解促進に向けたパンフレットやチラシ等の配布」「理解促進に向けた情報を、ウェブサイトに掲載、またはSNS等で発信」「関係機関に対する再犯防止に係る取組への協力依頼」が2割程度であった一方で、広報啓発活動、協力依頼等を実施していない団体は約45%であった。

さらに、性犯罪をした者を含む犯罪をした者に対する再犯防止に向けた取組を行っている団体を対象に、性犯罪をした者の再犯防止に向けた取組を行う際に連携している機関についても尋ねたところ、保護観察所が6割強で最も多く、次いで少年鑑別所(法務少年支援センター)、民間団体(相談機関・支援団体等)、所属機関の他部署(各市・特別区の福祉事務所以外)、警察がそれぞれ3割程度であった。一方で、保健所、福祉事務所は2割、精神保健福祉センターは1割弱であった。

関係機関との連携方法に関しては、「関係機関と定期的に会議を開催している」が4割で最も多く、次いで「連携の仕組みはなく、相談事案ごとに都度、関係機関との対応を検討し

ている」が3割弱であった。

(2) 特徴的な取組を実施している地方公共団体⁹

① 都道府県 A 精神保健福祉センター

依存症の相談対応を実施しており、内容は、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症、薬物依存症が中心であるが、性に関する問題行動で悩んでいる人から相談が寄せられることもある。

主な対応方法は、相談員と医師による相談対応であるが、令和4年8月、保護観察所の協力で、保護観察所の性犯罪再犯防止プログラムで使用しているものをベースとしたワークブックを作成した。必要に応じてワークブックを活用し、プログラムを実施するなど相談支援を行っている。

なお、性に関する問題は、相談者にとって、異性の相談員等には話しにくいというケースも多いため、そのような場合には、同性の相談員等が対応することとしている。

② 都道府県 B

矯正施設等の入所者が出所後すぐに福祉の支援を受けられるよう、都道府県から相談支援機関につなぐ取組を実施している。性犯罪をした者に特化したものではなく、全ての犯罪をした者を対象としている。

この支援の枠組みとして、具体的には、まず、矯正施設職員等が対象者としっかり相談した上で、対象者が、相談したい内容と希望帰住先を本支援に関する「支援リーフレット」に記入し、同意書にサインをする。その後、矯正施設職員等が、フェイスシートと支援依頼書を作成し、フェイスシート等を都道府県Bへ送付する。フェイスシート等を受け取った都道府県Bは、相談支援機関等と矯正施設等との調整を図り、面談の経験を有するアドバイザー（相談支援機関等職員）が主体となって、対象者と面談を行い、対象者の出所後の福祉支援について検討・準備を行う、というものである。

都道府県Bでは、支援体制の簡単な流れを示した資料を作成している。個々の支援については、対象者の実情、課題等に合わせて実施している。

相談支援機関等の業務については、主に社会福祉法人に委託し、社会福祉士等が対応することが多い。同機関がメインで相談を受け付けて、相談内容に応じ同機関が社会資源として把握している機関・団体（NPOや自立準備ホーム¹⁰、市役所等）につないでいる。

③ 都道府県 C

都道府県Cの、「子どもを性犯罪から守る条例」は、子供に対する性犯罪を未然に防止す

⁹ ここで言及する「性犯罪」、「性暴力」、「性加害」が指す内容は、各条例の用例による。なお、その内容は、それぞれの地方公共団体ごとに様々であり、本ガイドラインで定義する「性犯罪」（3頁2. 1を参照）とは必ずしも一致しない。

¹⁰ 「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼ぶ。

るため、平成24年10月1日に施行された。本条例では、18歳未満の子供に対し、不同意わいせつ等の性犯罪をして、刑期満了の日から5年を経過しない者が、都道府県Cに住所を定めた場合、都道府県Cの担当課宛てに14日以内に住所等届け出るよう義務を課している。また、その届出について内容の確認が得られた者に対して、社会復帰に関する相談やその他必要な支援を行っている。具体的な支援内容として、性加害の防止に焦点を当てた認知行動療法に基づく「専門プログラム」の実施や、福祉的な支援が必要な者に対しては、専門の支援員による各市町村等の福祉機関を紹介するなどの支援を行っている。

④ 都道府県D

令和2年5月から、条例に基づき、性暴力加害者相談窓口を開設し、18歳未満の子供に対する性犯罪により服役していた出所者に対して、当該窓口での住所等の届出を義務付けている。

また、前記届出者を含む性暴力加害者が再発防止や社会復帰のための支援を窓口に申し出た場合は、必要に応じて再発防止に向けたカウンセリング（再犯防止専門プログラム）等の支援を行っている。

都道府県Dは、これらの支援のため、常勤で精神保健福祉士の支援専門員1名を配置しているほか、非常勤で、カウンセラー2名（いずれも臨床心理士）とスーパーバイザー3名（臨床心理士2名、精神科医1名）を配置している。

相談の際には、原則として、まず支援専門員が電話で対応し、相談者がカウンセリング等を希望する場合は、面接により内容を確認する。その上で、当該相談内容をもとに、カウンセラーやスーパーバイザーを含めた会議において、相談者への支援の要否及び支援に係る対応方針を決定している。

窓口では平日の9時から17時まで相談等を受け付けている。また、再犯防止専門プログラム（事前予約制）については、令和4年4月から、週2日、21時まで時間を拡大した。

⑤ 都道府県E

令和4年11月に「性暴力の根絶を目指す条例」が制定されたことを踏まえ、E県再犯防止推進計画を改正するとともに、性犯罪の再犯防止を図るため、性犯罪・性暴力をした者に対して、相談対応等の社会復帰のための支援を行っている。また、都道府県C及びDと同様に、都道府県Eも、子供に対する性犯罪により服役していた出所者に対して、都道府県Eに住居を定めた際、都道府県Eの担当窓口に住居等を届け出ることを義務付けている。届出時、本人が希望する場合は、民間の医療機関による専門的治療プログラムを紹介し、必要に応じて、治療費を支援している。

また、性依存の疑いのある性犯罪をした者等に対し、精神保健福祉センターにおいて、専門職による相談対応を行うなどしている。

⑥ 中核市F

平成28年頃から、市が採用した弁護士職員により、入口支援を始めた。F市が法務省の地域再犯防止推進モデル事業を受託し、平成30年から、F市社会福祉協議会に更生支援コーディネート事業を委託して更生支援の取組を実施している。F市では、平成31年に更生

支援及び再犯防止等に関する条例が制定され、令和2年10月からは、F市の単独予算で前記更生支援コーディネート事業を実施している。

F市の取組は、性犯罪に特化した取組ではなく、逮捕時の入口支援や出所後の生活再建のための出口支援を主とした伴走型支援である。

F市は、F社会福祉協議会に対し、前記更生支援コーディネート事業のほかに、地域総合支援センター、後見支援センター、基幹相談支援センターの運営事業も委託しており、同じF社会福祉協議会内において、それぞれの事業が連携して支援を実施している。

F市は、保護観察所とは対応方針に関する打合せを行うこともあるほか、検察庁等の司法関係機関とも定期的に協議の場を設けている。

2.3.3 民間団体における取組

(1) 全国の実践状況の概要

主に医療機関やカウンセリング機関において性犯罪の再犯防止に向けた取組が行われている。その内容は、認知行動療法を用いたものが多く、医療機関では必要に応じて薬物療法を組み合わせている場合もある。また、家族に対する支援を併せて行っている団体も多く、中には被害者支援を行っている団体もある。

(2) 特徴的な取組を実施している民間団体

- ① 医療機関である民間団体Aは、性加害者への治療プログラム、家族セミナー等を実施している。プログラムの手法は認知行動療法である。

プログラムで実施される内容は、1年目に行われる全12回の大枠は決まっているが、心理職の裁量で内容の変更ができる。参加者は、プログラム開始時に、プログラムで聞いたことを外で話さない、お互いに連絡を取り合わないなどのルールについての規約書に署名する。プログラムの実施期間は3～5年を想定しており、毎年、1年間治療を行った後にアセスメントを行い、心理職及び医師に加え、プログラム受講者本人の考えも踏まえて話し合いを行い、継続の有無を判断する。実施体制としては医師が1名、心理職が10数名で対応する。治療開始前と開始から1年ごとにアセスメントを行い、どこが良くなったのかを評価することを通じて、プログラムの効果を確認している。

また、プログラム終了後にはフォローアップグループを実施しており、複数のプログラム受講者が少なくとも3か月に1回の頻度で状況を報告し合っている。

これらに加えて、認知行動療法以外にホルモン療法も実施しており、薬物によって性欲自体を低下させることで再犯の防止を図っている。

この団体に通院した人の再犯率について数年に一度統計を取っているが、再犯率は3%を切っている。

- ② 民間団体Bでは、性加害者への個別面接・グループによるプログラム、加害者家族の家族会、被害者家族・加害者家族・専門家らの学習会、専門家への研修等を実施している。

スタッフは心理職が多く、社会福祉士、精神福祉士、元教員、当事者（回復者）も所属しているほか、後方支援のスタッフもいる。性犯罪は個人の問題のみならず、環境、社会、

家族の問題でもあるため、チームを組んで取り組むことを基本としている。スタッフには、専門家として自己覚知ができていたり、犯罪の被害・加害に関して、同じ人間として対応できることを求めている。

認知行動療法をベースとしたプログラムであり、加害者の受講形式は、グループへの参加が最も多く、期間や回数は人によって異なる。支援者のグループを全国各地で立ち上げている民間団体もある。

- ③ 民間団体Cでは、課題のある人の支援に関するセミナー等をしながら幅広く人材を養成しており、弁護士、教員等多職種連携で様々な人が参加している。また、障害がある人を対象としてプログラムを実施し、対象者を中心としたグループセッションを行っている。プログラムでは、対象者の課題の気づきを外在化から内在化へと促している。また、対象者を孤立させないために、複数の支援者が「人垣」のように連携して支援する「人垣支援」を重視している。

3. 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援

3.1 地方公共団体の役割

前述のとおり、性犯罪をした者に対しては、矯正施設及び保護観察所において、専門的なプログラム等が実施されている。しかし、性犯罪や問題のある性的行動を繰り返し、嗜癖的な状態にある者もあり、刑期や保護観察期間を終えた後も継続して治療や支援を受け続けることが必要な場合がある。

また、性犯罪をした者は、過剰なストレスを抱えているケースや、人の気持ちが分からないなど、対人スキルに困難を抱えているといったケースが少なくない。こうした認知の在り方の背景に、発達障害や知的障害、パーソナリティ特性がある場合も指摘されており、福祉的な支援が必要とされる場合がある。

さらに、性犯罪をした者本人は、就労し生活を再建しようとしても、ハローワークにおいて手続の際に、本人が元受刑者であることを知った職員が、奥でコソコソ話をしていたといった経験や、就職しようとしたものの本人の過去の性犯罪が発覚し就職もできなくなったといった経験などの困難に直面することもあるほか、家族もどうしたらよいか分からず困っているケースも多いとされる。性犯罪をした者の再犯防止のためには、地域において適切な支援を受けつつ、本人が社会復帰を果たすことが重要である。

そこで、地方公共団体においては、性犯罪をした者やその家族等（以下「性犯罪をした者等」）に対して、どのような支援ができるのかを明確にして周知し、性犯罪をした者等が窓口を訪れたり、関係機関等を通じて支援を求めてきたりした場合、就労支援が必要なのか、福祉支援が必要なのか、それとも医療が必要なのかなど、その支援ニーズを的確に把握し、自らが直接支援する、又は専門的な医療機関につなぐなど、地域の関係機関と連携して必要な支援を提供することが求められる。具体的には、生活・居住・就労支援を担当する部署や精神保健福祉を担当する部署を含む関係部署の間の緊密な連携を図りつつ、以下のような支援を行うことが想定される。

- ・ 本ガイドラインのインテークシートを用いた適切な機関、支援への振り分け
- ・ 都道府県の担当部局や精神保健福祉センター等による専門的なプログラムの実施
- ・ 都道府県の担当部局や基礎自治体の担当部署、支援機関等における就労・生活等の支援
- ・ 都道府県の担当部局や基礎自治体の担当部署、医療機関・支援機関等における精神保健等に係る支援
- ・ 都道府県の担当部局や基礎自治体の担当部署、医療機関・支援機関等における、性犯罪をした者等に対する精神保健等に係る支援

刑事施設・保護観察所から、地方公共団体及び関係機関までの、想定される支援の流れについては図10のとおりである。

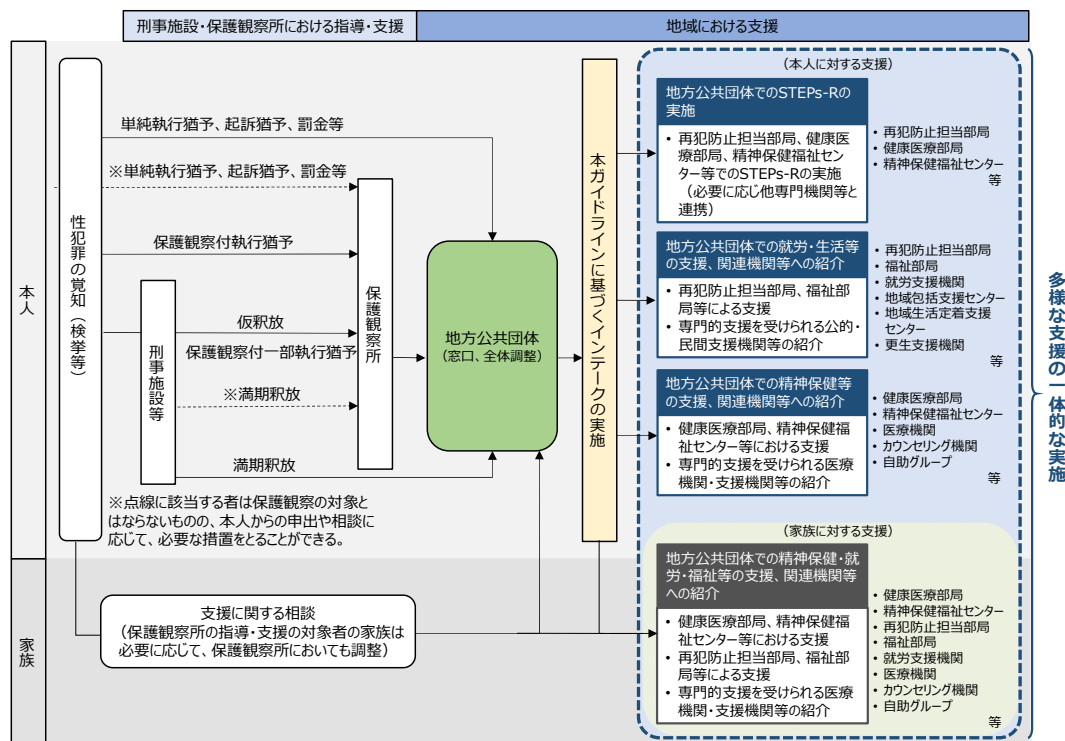


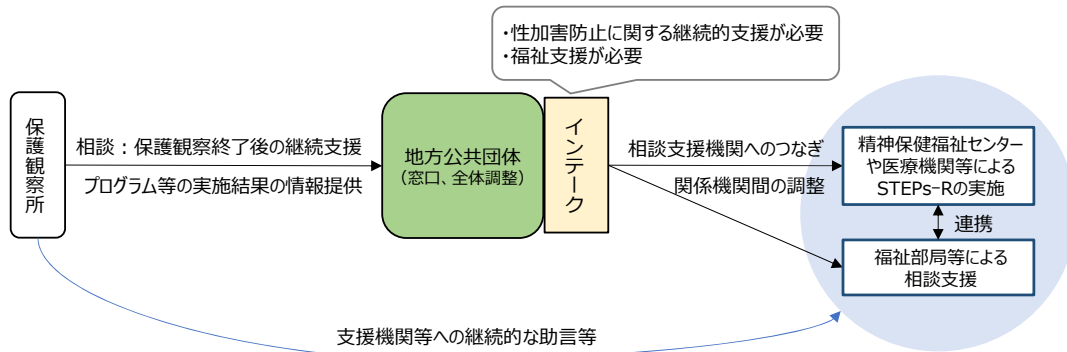
図10 本ガイドラインを踏まえた性犯罪をした者等に対する地域支援等の流れ（イメージ）

（注）STEPS-R：保護観察所で実施されている性犯罪再犯防止プログラムにおいて使用されている教材「STEPS」を、地方公共団体向けに一部改訂したもの。

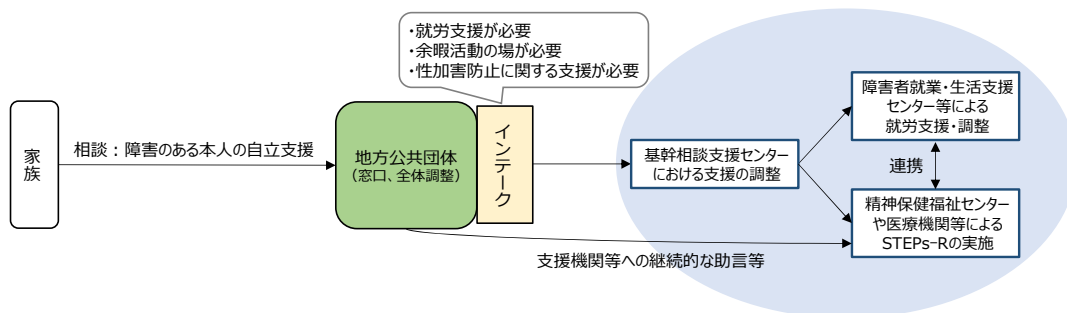
支援の流れの具体例は図11のとおりである。性加害防止に関する相談の申出は、関係機関や家族からなされることも多く、当初の相談内容が本人の就労・生活・精神保健福祉等に関するものであっても、支援ニーズを把握する過程で、性加害防止に関する支援の必要性が認められることも少なくない。

具体例では、形式的に、全体調整を担う窓口が最初に相談を受ける流れを示しているが、最初に相談を受ける機関は、地域により異なることが考えられるため、本ガイドラインを地域の支援の担い手に幅広く共有し、一定の共通理解の下で支援を展開することが重要である。

- 保護観察所から保護観察終了後の継続的な支援について相談があった場合の対応例



- 家族から障害のある本人の自立支援について相談があり、インテーク調査の結果、性加害に関する支援ニーズが把握された場合の対応例



- 弁護士から担当する被疑者・被告人の性加害防止に関する支援の相談があった場合の対応例

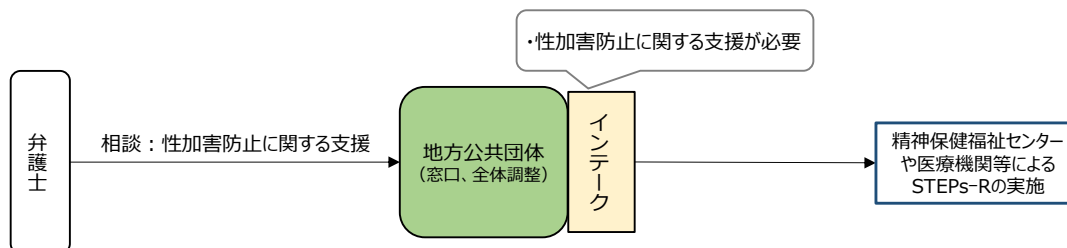


図 1 1 支援の流れの具体例

3.2 性犯罪をした者等の支援ニーズの把握

性犯罪をした者等が相談に来た目的や、その主訴に耳を傾け、求めるもの（ニーズ）が何であるかをまずはしっかりと把握することが重要になる。これが地方公共団体の担当者と性犯罪をした者等がつながり始める大切な契機となる。ここでしっかりと対象者の支援ニーズを把握し、地方公共団体として提供できる支援の内容を丁寧に説明し、支援ニーズと関連させて対象者が納得できるように分かりやすく説明することで、その後の支援がスムーズに行われることとなる。

支援ニーズの把握に当たって、どのような項目を聞き取るべきかについては、性犯罪をした者等の置かれている環境、地方自治体において提供できる支援の内容等によって様々であるが、参考として、一般的に必要となると考えられる項目をまとめたインテーク（聞き取り）シートの例を図12に示す。こうしたシートを用いながらも、これを埋めることだけにとらわれることなく、話の流れで柔軟に聞き取りが行われることが望ましい。

ただ、地方公共団体によっては、相談対応経験が浅い職員、又は相談対応経験のない職員もいることから、各地方公共団体の対応者の経験・知見等も踏まえて、可能な範囲で聞き取りを行うことが望ましい。なお、インテークシートは地域の実情に合わせて、語句の修正や内容の加除をして差し支えない。

また、刑事施設や保護観察所等が関わっていた性犯罪をした者については、あらかじめ後述する情報提供のスキームを構築しておくことで、一定程度の情報共有が可能となる。当該機関等において、既に支援ニーズがまとめられている場合は、インテークシートを用いた支援ニーズの把握を省略することもできるが、それを活用しつつ、性犯罪をした者等が求めている支援と想定される支援にずれ違いがないかしっかりと確認することも大切である。

3.2.1 インテーク（聞き取り）実施

性犯罪をした者が抱える問題に応じた対応を実施するため、地方公共団体の担当者が、最初にインテークを実施する。インテークシートの内容は、必要に応じて加除することが可能である。

インテークシート

相談日	西暦	年	月	日
相談者氏名			担当者	

1. 基本情報

年齢（年代）		性別	
同居家族	☐ 有（具体的に： ） ☐ 無 ☐ 不明		
別居家族	☐ 有（具体的に： ） ☐ 無 ☐ 不明		
障害の有無	☐ 知的障害 ☐ 精神疾患 ☐ 身体障害 ☐ 無 ☐ 不明		
関係機関・部署への情報共有に関する本人同意	☐ あり ☐ なし		

2. 来所経緯、相談内容等

① 来所経緯、相談・支援歴

来所経緯	☐ 関係機関からの紹介（紹介元機関： ） ☐ 本人の希望 ☐ 家族からの紹介 ☐ その他（具体的に： ）
相談・支援歴 （行政・専門機関）	☐ あり （時期、対応機関、内容等を具体的に： ） ☐ なし
これまでに 支援をしてきた 周囲の者	☐ 友人 ☐ 家族 ☐ 職場 ☐ 交際相手 ☐ その他（具体的に： ） ☐ なし ☐ 不明

② 来所目的、相談目的・内容

問題となった （改善したい） 性的行動	
主訴	
相談目的	☐ 性加害行動の治療・改善 ☐ 専門機関へのつながり ☐ 生活支援（生活保護等） ☐ 就労支援 ☐ 居住支援 ☐ その他（具体的に： ） <u>参考情報</u> ➤現在の就労状況 ☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用 ☐ 無職 ☐ 不明 ➤現在の居住状況 ☐ 持ち家 ☐ 賃貸 ☐ その他住居（具体的に： ） ☐ 定住している住居はない ☐ 不明
相談内容	

図 1 2 （ 1 ） インテークシート例

3. 相談者が大事にしたいと考えていること等

相談者が 大事にしたいと 考えていること	☐ 成長 ☐ 自立 ☐ 自信 ☐ 親密さ ☐ 愛情 ☐ 時間 ☐ やりたいこと ☐ 夢 ☐ 希望 ☐ ほしいもの ☐ お金 ☐ 家族 ☐ 友人 ☐ パートナー ☐ 仕事 ☐ 余暇・趣味 ☐ 精神的安らぎ ☐ 安定した生活 ☐ 健康 ☐ 人間関係 ☐ その他（具体的に： _____）
	>上記で選択された事項を大事にしていくために、本人が、どのようなことができそうと考えているか、どのような支援が必要と考えているか

4. 性加害に関する振り返り

① 性加害行動をしていたときの生活について

	分類	項目	詳細
性加害行動をしていたときの生活について （※）	環境	☐ 仕事 ☐ お金 ☐ 住まい ☐ その他（ _____ ）	
	対人関係	☐ 友人 ☐ 家族 ☐ 職場 ☐ 交際相手 ☐ その他（ _____ ）	
	心身の状況	☐ 疲れ ☐ 睡眠不足 ☐ 病気 ☐ 気持ち ☐ その他（ _____ ）	
	し癖・生活習慣	☐ 酒 ☐ 薬物 ☐ ギャンブル ☐ 睡眠 ☐ 休日の過ごし方 ☐ その他（ _____ ）	

（※）当該行動をした際の状況を具体的に知るための項目である。聞き取る際は、対応者及び本人が「選択された項目が直接的な原因となって行動を取った」「この行動が直らなければ性犯罪等はやめられない」と捉えないように留意が必要である。

② 性加害に至った時の状態

性加害に至った時の状態	（例：頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等）
-------------	-------------------------

③ 性加害をやめたいという意志、やめるための具体的な取組

性加害をやめたいという意志	☐ ある ☐ ややある ☐ あまりない ☐ ない ☐ 不明
性加害をやめるための具体的な取組・行動	☐ ある 具体的に： _____ ☐ ない ☐ 不明

5. 対応結果、その他

対応結果	（他機関を紹介、再度来所予定等）
備考 （本人の様子、気づき事項等）	

以上

図 1 2 （ 2 ） インテークシート例

図12のインテークシート例に基づきインテークを行う際は、以下の点に留意することが重要である。

- インテークの進め方

インテークシートの全項目を埋めることが目的ではないため、全項目を無理に聞き出す必要はない。対応者側のインテーク実施経験や性犯罪等に関する知見の保有状況、及び相談者の様子を十分に踏まえた上で、無理のない範囲で聞き取りを行う。

シートを埋めることに集中したり、問診のように進めたりすると、相談者の話を十分に聞き取れないことや、相談者から話を十分に聞き出せないことがある。そのため、まずは相談者が話しやすいような環境を構築した上で、シートの項目を踏まえつつも、相談者の話に集中し、状況や意向等を丁寧に聞き取ることが必要となる。

特に、性の問題は語りにくい面があり、相談者にとっては話したくない内容もあるため、相談者の様子を十分に踏まえた上で、聞き取りをしていくことが重要である。

- インテークシートの記入方法

インテークシート例の項目を必ずしも順番に質問していく必要はなく、一部相談者が話した内容に基づく範囲で、該当する事項をインテークシートに記載することも問題ない。

各項目の記入方法や、記入時の留意点は以下のとおりである。

1. 基本情報

基本情報は、相談者の円滑な社会復帰、ひいては再犯防止につなげるために重要な事項であるため、できる限り把握するのが望ましい。「障害の有無」の項目は、必ずしも相談者に直接確認する必要はない。ただし、適切な支援窓口につなげるため、障害者手帳を持っているという発言をした場合や、学校等で特殊教育や特別支援教育を受けていた、障害があると相談者が話している場合は、どのような障害があるかについて必要に応じ確認することが望ましい。また、その後、必要な支援につなぐ際に、必要な範囲で情報共有をすることが重要であるため、支援を行う関係機関への情報共有について、相談者の同意を得ておくことが望ましい。

2. 来所経緯、相談内容等

- ① 来所経緯、相談・支援歴

来所経緯や、これまでに行政・専門機関による相談対応・支援を受けたことがあるか、これまでに周囲の者からの支援を受けてきたかについて記載する。

- ② 来所目的、相談目的・内容

「問題となった（改善したい）性的行動」の欄には、問題となった行為や、相談者が改善したいと考える行為を記載する。ただし、相談者の様子によっては無理に聞き出す必要はない。

「主訴」の欄には、相談者が主にどのようなことに困っているか、どのようなことを伝えようとしているか等について記載する。

「相談目的」・「相談内容」の欄も、相談者の話をしっかり聞き取った上で記載する。特に、相談目的が「就労支援」「居住支援」の場合は、現在の状況も聞き取る。

3. 相談者が大事にしたいと考えていること等

相談者から聞いた全体の話をつまえて、相談者が大事にしたいと考えていると思われる項目にチェックする。各項目（成長、自立等）について、相談者に一つ一つ聴取する必要はない。

「相談者が大事にしたいと考えていること」に関連して、相談者がどのようなことができそうと考えているか、どのような支援を必要と考えているかを聞き取り、このうち、どのような支援を必要と考えているかに関しては、相談者の回答が難しい場合もあることから、状況に応じて、地方公共団体側でどのような支援が可能かについて具体的に提示する。

4. 性加害に関する振り返り

本項目については、特に 2. ②「来所目的、相談目的・内容」の欄において、相談目的として「性加害行動の治療・改善」が選択された場合等は、可能な範囲でそれぞれの項目の内容を聴取することが望ましい。ただ、対応者側のインテーク実施経験や性犯罪等に関する知見が十分でない場合や、相談者が話しにくそうな場合等は、無理に聞き取りをする必要はない。

① 性加害行動をしていたときの生活について

性加害行動をしていたときの生活について可能な範囲で聞き取る。これらの項目は、相談者が当該行動をした際の状況を具体的に知るためのものであり、当該行動の直接的な原因とは限らない。そのため、インテークの際には、対応者及び相談者が、相談者の述べた内容を捉えて、「選択された項目が直接的な原因となって行動を取った」「この行動が直らなければ性犯罪等をやめられない」などと誤った認識を持たないように留意する必要がある。

② 性加害に至った時の状態

性加害に至った時に、相談者がどのような状態にあったかを聞き取る。具体的には、頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等を聞き、相談者が、性加害に至った時の状態や、性加害に至るパターンについて振り返ることができるようにする。

③ 性加害をやめたいという意志、やめるための具体的な取組

相談者が現在どのような状態であるかを可能な範囲で記載する。「性加害をやめるための具体的な取組・行動」の欄については、相談者がこれまでにどのような性加害をやめるための具体的な取組や行動を行ってきたのかを聞き取る。

5. 対応結果、その他

インテークの結果、どのように対応することになったか（他機関を紹介、再度

来所予定等)を記載する。また、相談者の様子で気になることや、記録を残して他の支援者に共有したほうがよい事項等があれば、備考欄に記載する。

- ・ インテークシートの管理方法

個人情報が含まれるため、担当部局等で取扱者を限定した上で、厳重に管理する。

3.2.2 インテークの実施例

インテークを実施する際に、「どのような質問を相談者に投げ掛ければよいのだろう？」などと思う際は、次のようなポイントを参考にする。

(進め方の例)

- ・ 挨拶、日常的な会話、自己紹介等
- ・ インテークの進め方、聞いた内容に関する守秘義務の説明
- ・ 伺った内容のメモを取ることに関する承諾の取得
- ・ 関係機関・部署への情報共有に関する本人同意の取得

(聞き方の例)

- ・ 「あなたのことや、あなたのご家族のことを伺ってもよろしいですか」
- ・ 「同居、あるいは他のところに住んでいるご家族はいらっしゃいますか」
- ※ 障害の有無は、関連する話が出た時のみ聴取。

(聞き方の例)

- ・ 「どこかで紹介を受けて本日お越しになりましたか、それともあなたのご希望でお越しになりましたか」
- ・ 「これまでにどこかで相談をしたり、支援を受けたりしたことはありますか」
- ・ 「あなたが性加害をやめるために、あなたを支えてくれた人はいいますか」

(聞き方の例)

- ・ 「どのようなことで困っていたり、どのようなことに不安があったりしますか」
- ・ 「過去にあなたがとった性加害行動や、改善したいと思う性加害行動について伺ってもよろしいですか」
- ・ 「どのような支援が必要、もしくは受けたいと思いますか（必要に応じ、提供可能な支援内容の例示）」
- ・ 「現在の就労（居住）状況を伺ってもよろしいですか」

インテークシート

相談日	西暦	年	月	日	
相談者氏名			担当者		

1. 基本情報

年齢（年代）	性別
同居家族	☐ 有（具体的に：_____） ☐ 無 ☐ 不明
別居家族	☐ 有（具体的に：_____） ☐ 無 ☐ 不明
障害の有無	☐ 知的障害 ☐ 精神疾患 ☐ 身体障害 ☐ 無 ☐ 不明
関係機関・部署への情報共有に関する本人同意	☐ あり ☐ なし

2. 来所経緯、相談内容等

① 来所経緯、相談・支援歴

来所経緯	☐ 関係機関からの紹介（紹介元機関：_____） ☐ 本人の希望 ☐ 家族からの紹介 ☐ その他（具体的に：_____）
相談・支援歴（行政・専門機関）	☐ あり（時期、対応機関、内容等を具体的に：_____） ☐ なし
これまでに支援を受けてきた周囲の者	☐ 友人 ☐ 家族 ☐ 職場 ☐ 交際相手 ☐ その他（具体的に：_____） ☐ なし ☐ 不明

② 来所目的、相談目的・内容

問題となった（改善したい）性的行動	
主訴	
相談目的	☐ 性加害行動の治癒・改善 ☐ 専門機関へのつなぎ ☐ 生活支援（生活保護等） ☐ 就労支援 ☐ 居住支援 ☐ その他（具体的に：_____）
参考情報	> 現在の就労状況 ☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用 ☐ 無職 ☐ 不明 > 現在の居住状況 ☐ 持ち家 ☐ 賃貸 ☐ その他住居（具体的に：_____） ☐ 定住している住居はない ☐ 不明
相談内容	

1

(全体的な進め方について)

- ・ すべての項目を埋めようとする必要はない。
- ・ インテークシートの記載順通りに聞く必要もない。

図 1 3 （ 1 ） インテークシートの実施例

(聞き方の例)

- 「あなたが大事にしたいと思うことや、こんな自分になりたいと思うことはありますか」
- 「そのために、どのようなことができそうですか、どのような支援が必要ですか」

(聞き方の例)

- 「性加害行動をしていたときの、仕事、住まい、対人関係、心身、お酒等の状況について教えていただけますか（必要に応じ、各項目の例示）」

(聞き方の例)

- 「性加害行動をした時に、どのような状態でしたか。例えば、頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等がありますか」
- 「性加害行動をやめたいと思ったり、やめるための行動をとったりしていますか」

(進め方の例)

- 対応の結果（対象者への今後の支援予定等）を記載。
- 本人の様子等について、気づいた点等を記載。

3. 相談者が大事にしたいと考えていること等

相談者が大事にしたいと考えていること	☐ 成長 ☐ 自立 ☐ 自信 ☐ 親密さ ☐ 愛情 ☐ 時間 ☐ やりたいこと ☐ 夢 ☐ 希望 ☐ ほしいもの ☐ お金 ☐ 家族 ☐ 友人 ☐ パートナー ☐ 仕事 ☐ 余暇・趣味 ☐ 精神的安らぎ ☐ 安定した生活 ☐ 健康 ☐ 人間関係 ☐ その他（具体的に： _____） ➤上記で選択された事項を大事にしていけるために、本人が、どのようなことができそうと考えているか、どのような支援が必要と考えているか
--------------------	--

4. 性加害に関する振り返り

① 性加害行動をしていたときの生活について

分類	項目	詳細
環境	☐ 仕事 ☐ お金 ☐ 住まい	
	☐ その他（ _____ ）	
対人関係	☐ 友人 ☐ 家族 ☐ 職場	
	☐ 交際相手 ☐ その他（ _____ ）	
心身の状況	☐ 疲れ ☐ 睡眠不足	
	☐ 病気 ☐ 気持ち ☐ その他（ _____ ）	
し癖・生活習慣	☐ 酒 ☐ 薬物 ☐ ギャンブル	
	☐ 睡眠 ☐ 休日の過ごし方 ☐ その他（ _____ ）	

（※）当該行動をした際の状況を具体的に知るための項目である。聞き取る際は、対応者及び本人が「選択された項目が直接的な原因となって行動を取った」「この行動が直らなければ性犯罪等はやめられない」と捉えないように留意が必要である。

② 性加害に至った時の状態

性加害に至った時の状態	（例：頭に浮かんだ言葉、気持ち、身体の変化等）
-------------	-------------------------

③ 性加害をやめたいという意志、やめるための具体的な取組

性加害をやめたいという意志	☐ ある ☐ ややある ☐ あまりない ☐ ない ☐ 不明
性加害をやめるための具体的な取組・行動	☐ ある ☐ ない ☐ 不明

5. 対応結果、その他

対応結果	（他機関を紹介、再度来所予定等）
備考 （本人の様子、気づき事項等）	

以上

図 1 3 （ 2 ） インテークシートの実施例

3.3 支援ニーズに応じた具体的な支援の在り方

性犯罪をした者が刑事司法手続を終了した後、再び犯罪をすることなく、地域社会の一員として生活していくためには、性に関する専門的な支援はもとより、就労や生活の建て直し、人とのつながりといった様々な支援が必要となる。

特に広域自治体である都道府県には、第二次再犯防止推進計画に定められた国と地方公共団体の役割（表 2 参照）に基づき、各市区町村において再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、域内の市区町村に対する支援やネットワークの構築に努めることや、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援（就労支援や配慮を要する者への居住支援、罪種や特性に応じた専門的支援等）について、地域の実情に応じ、実施に努めることが求められる。

表2 国と地方公共団体の役割

国の役割	各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。 加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。
都道府県の役割	広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。
市区町村の役割	保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。 また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

(注) 第二次再犯防止推進計画による。

本項目では、性犯罪をした者の支援ニーズを把握した後の具体的な支援について取り扱う。

取組に当たっては、地域の実情等に応じて、地方公共団体の他部局や、民間団体を含む他機関とも連携しながら、柔軟に対応することが望ましい。

3.3.1 性犯罪をした者の就労・生活支援等

法務省の調査によれば、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であり（令和6年）、刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保が非常に重要である。

そのため、就労・生活支援により性犯罪をした者の生活を安定させたり、生活の質を向上させたりすることで、再犯防止につなげることが大切である。

そこで、性犯罪をした者の状況や希望に応じて、関係機関と相談・調整を行い、就労支援や生活支援等を行う必要があり、特に、性犯罪をした者に知的障害がある場合や性犯罪をした者が高齢である場合には、地域生活定着支援センターや基幹相談支援センター等の関係機関や、社会福祉士等の専門職と連携しながら、適切な支援につなげる必要がある。

3.3.2 性犯罪をした者の家族に対する支援

性犯罪をした者の再犯防止のためには、本人が努力することが最も重要であるが、家族や周囲の人の協力も欠かすことができない。何よりも、性犯罪をした者の立ち直りのためには、性犯罪をした者自身はもとより、家族自身も健康であることが重要である。

表3 家族が直面する出来事・状況の例¹¹

事件への対応	☐ 参考人として捜査機関から事情聴取を受けた ☐ 公判において情状証人として証言を求められた ☐ 夫婦関係や家族の性癖等、羞恥心を伴う内容を話さざるを得なかった ☐ 被害者への謝罪や被害者からの要望等に対する対応を本人に代わってやむなく引き受けた ☐ 高額な被害弁償を肩代わりした
社会からの目	☐ マスコミからの取材で事件や事件以外のことも聞かれた ☐ 以下の内容のようなことを周囲から言われたり、インターネットに書き込まれたりした ・ 育て方（関わり方）が悪いからこうなった ・ 気づいていたのに見て見ぬふりをしていたんじゃないか ・ あなたが性欲を満たさなかったからだ
日常生活への影響	☐ 笑ったり楽しいことをしたりすることへの抵抗感が生まれた ☐ 自責の念にかられた ☐ 本人に対して不信感や嫌悪感を持つようになった ☐ インターネットに名前が残り、本人や他の家族の結婚・就職に支障をきたした ☐ 他の家族をケアする必要性が生じた ☐ 悩みを共有できる人がいない ☐ 親戚付き合いが疎遠になった ☐ 周囲から孤立してしまった ☐ 転職や失業に追い込まれた ☐ 被害者や周囲から転居を求められた ☐ 周囲の目が気になり行動範囲が狭くなった

性犯罪をした者の家族も、自身の人生を幸せに生きることが重要であり、困難な場面や状況に直面したときには、周囲に頼ることを家族に伝える必要がある。また、家族の相談に応じている医療機関や福祉機関等、同じ悩みを抱えた人の集まりとしての自助グループを紹介することも考えられる。なお、相談できる機関の状況は地域によって異なるため、表4のように、あらかじめリストアップしておくことが望ましい。

表4 地域にある家族が相談できる機関等

機関等名	相談できること	連絡先

¹¹ 法務省保護局の資料を参照。

3.3.3 地方公共団体による専門的支援の実施

(1) 地方公共団体における性犯罪をした者に対する専門的なプログラムによる支援

地方公共団体において、専門的な支援を実施することが可能であれば、資料として添付した STEPs-R を用いて実施することが考えられる。これは、保護観察所において実施されている性犯罪再犯防止プログラムの教材である STEPs を、地方公共団体向けに一部改訂したものである。そのため、実際に運用する際には、保護観察所と連携をとり、相互にプログラムに関する知見を共有できる体制を整えることが有効である。

また、STEPs-R 実施後も、引き続き継続的な支援を実施する場合は、セルフチェックシートを活用してカウンセリング等を実施することが考えられる。保護観察所においても、STEPs 実施後に、同様のセルフチェックシートを用いて、メンテナンスプログラムを実施している。地方公共団体におけるプログラム実施後の支援についても、メンテナンスプログラムの知見を有する保護観察所との連携が有効である。

加えて、それぞれの地域の実情に応じて、担当部署に専門の支援員を配置する、医療機関等の専門機関から助言や支援を受け意見交換を行うなど、実施が可能な体制を確保することが必要である。

なお、刑事施設及び保護観察所における処遇プログラム等の受講状況によっては、性犯罪をした者への対応や、専門的なプログラムによる支援の実施方法を変えることも可能である。図 1 4 にその対応例を示したように、例えば、保護観察所において性犯罪再犯防止プログラムを受講した者については、同プログラムで学んだことを確認後、セルフチェックシートを活用した支援を実施することが考えられる。

本ガイドラインで示している STEPs-R、セルフチェックシートは地域の実情に合わせて、語句の修正や内容の縮減が可能であるが、刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムにおいて作成した再発防止計画の要素を網羅するため、STEPs-R の「A-2 性加害のサイクル」、「B-2 日常生活における認知のクセ」、「B-4 認知を変えてみる」、「C-1 問題への対処」、「E-2 なりたい自分」の要素は含めるようにすることが望ましい。

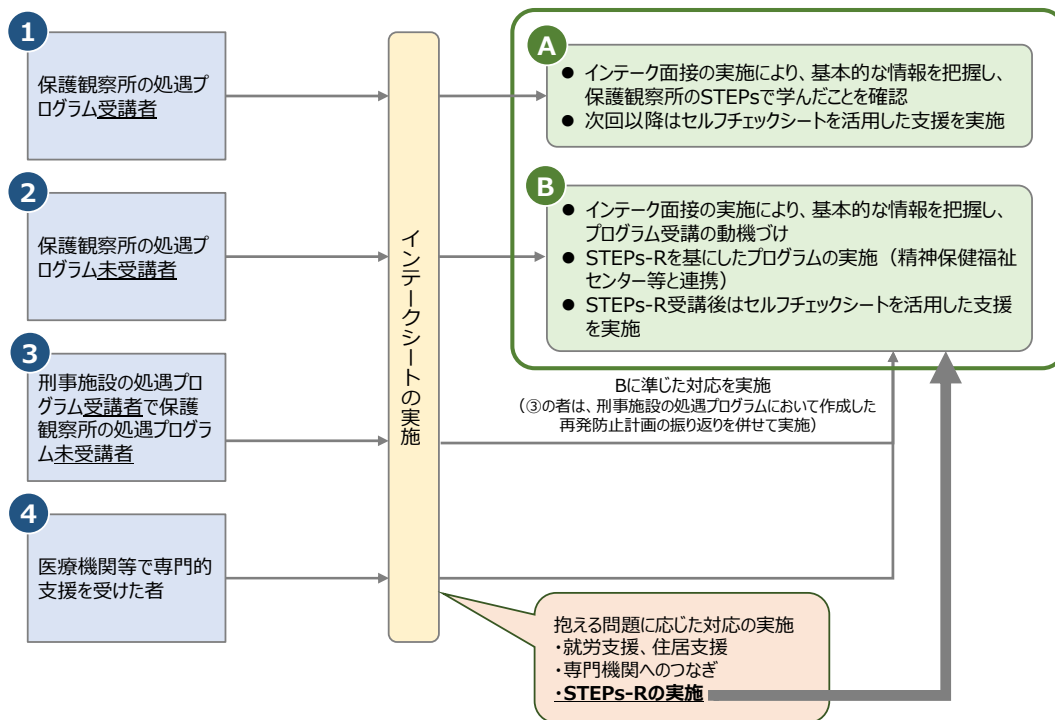


図 1 4 刑事施設及び保護観察所における処遇プログラム等の受講状況に基づいた対応例

(2) セルフチェックシートを用いた継続的な支援等の実施

性犯罪をした者に対し、継続的に支援を実施するとともに、その時々に合わせて支援ニーズを把握することが非常に望ましい。

その際には、法務省保護局が作成した、セルフチェックシートを用いることが有用と考えられる。セルフチェックシートは、性加害から離れた生活を送るための取組を四つの領域にまとめたものである。また、セルフチェックシートは、性犯罪をした者が、刑期や保護観察期間を終えた後、地域における自らの取組を定期的に視覚化することを通じて、自己肯定感を高め、動機付けを高めることを目的としている。

セルフチェックシート

年 月 日 ()

性加害から離れた生活を送るための取組

4つの領域

- 認知・性的な興味関心
- 問題への対処
- 対人関係
- 新たな生活

できた取組の視覚化

□のうち本人が取り組んだことで当てはまるものにチェックを付ける。

1 今月の生活を振り返り、当てはまる□にチェックを付けてみましょう。

それから、それぞれの領域について最もよくできた場合を5点、最もできなかった場合を1点として点数を付けてみましょう。また、他にも取り組んでいることがあれば教えてください。

認知・性的な興味関心

□ 認知のクセが出てきたとき、そのことに気づくことができている。

□ 認知のクセが出てきたとき、その認知にひきずられず、他の認知を選ぶ取組をしている。

□ 性的な欲求をコントロールしようと努力している。

□ アダルトメディアを視聴するときは、現実とは異なる部分があることを意識している。

□

問題への対処

□ 自分が抱えやすい問題を理解している。

□ 問題が起きたときに備え、いくつかのコーピング（対処方法）を準備している。

□ 問題が起きたとき、コーピングを実践している。

□ 問題が起きたとき、イライラしたり、落ち込んだりなど大きく動揺することが少ない。

□

対人関係

□ 相手の立場を考えて行動している。

□ 自分の考え・気持ちを相手に伝えられている。

□ 日常生活の中で、「会話」をする相手がいる。

□ 自分の「大切なこと」を話せる相手がいる。

□

新たな生活

□ 仕事や学校、自分で決めた取組に熱心に取り組んでいる。

□ 事件につながる生活習慣と距離を置いている。

□ なりたい自分に向けて日々努力している。

□ 再発防止計画を意識して生活している。

□

4つの領域の取組状況を表すレーダーチャート

できた取組の視覚化

各領域それぞれについて、最もできた場合を5点、最もできなかった場合を1点としてレーダーチャートを作成する

チェックが付いていない□にチェックを付けるための取組を記載する。

本人の悩みや心配事を記載する。

2 チェックが付いていない取組にチェックを付けるためには、どんな取組が必要か考えてみましょう。

3 悩み事や心配事があれば教えてください。

セルフチェックシートはこれで終了です。お疲れさまでした。

本人の

強みに に加え、

問題や課題 も把握

↓

再犯防止に向けたフォローアップ

図 15 セルフチェックシートの内容

(注) 法務省資料による。

(3) セルフチェックシートを用いた継続的な支援等の実施方法

①各領域の取組を確認する（問1）

- 各領域の□は、各領域に取り組んでいくに当たって、特に重要と思われる取組を挙げ

たものである。

- 対応者は、□のうち、性犯罪をした者本人の取組のうち、当てはまるものを一緒に確認する。また、□以外で他に取り組んだことがあれば、本人に対し、確認する。

★「問題への対処」で着目するポイント

プログラムで学んだコーピング（対処方法）を実践できているか

★「認知・性的な興味関心」で着目するポイント

- ・ 性加害を許す認知に気付いたら、対処しようとしているか
- ・ 性的な活動にどれだけ時間と金銭を費やしているか

- 対応者は、チェックを付けられなかったところではなく、チェックを付けることができたところに着目する。
- 対応者は、本人が一つでも□にチェックできた場合は、本人が性加害から離れた生活を継続しようと取り組んでいることを示しているものとして、評価する。

②各領域の達成状況を点数化する（問１）

- 対応者は、各領域それぞれについて、最もできた場合を５点、最もできなかった場合を１点として、本人が作成した「レーダーチャート」を確認する。

点数は各領域の取組を実行できたか、本人の自己評価を確認するものである。チェックできた取組が一つでもあれば、５点となることもあっていいこととする。

③チェックが付いていない取組について考える（問２）

- ここでは、チェックが付いていない□にチェックを付けるための取組を本人に考えさせ、更なる取組を促すことを意図している。
- 例えば、「問題への対処」のチェックが少ない場合には、認知のクセが影響している可能性があり、「新たな生活」のチェックが少ない場合には、他の領域の取組が不十分である可能性がある。このように、対応者は、四つの領域全体を本人と一緒に確認しながら、本人に対し、チェックが少ない要因として思い当たること等を問い掛け、日々の取組としてどのようなことをプラスしていけるのかを本人と話し合う。
- 問２について取り組む際に、問１の内容を確認する際に話題にできなかった領域や取組を取り上げることも考えられる。

④悩みや心配事を確認する（問３）

- 最後に、対応者は、本人の悩みや心配事を確認する。

⑤セルフチェックシートの記載例と質問・確認のポイント

- セルフチェックシートを用いて継続的な支援等を実施した際に、対応者が、「本人の考えを聞いてみたいな」、「どのような質問を本に投げ掛ければよいのだろう？」などと思う際は、次のようなポイントを参考にする。

セルフチェックシート

年 月 日 ()

1 今月の生活を振り返り、当てはまる□にチェックを付けてみましょう。

それから、それぞれの領域について最もよくできた場合を5点、最もできなかった場合を1点として点数を付けてみましょう。また、他にも取り組んでいることがあれば教えてください。

認知・性的な興味関心

☐ 認知のクセが出てきたとき、そのことに気づくことができる。

☒ 認知のクセが出てきたとき、その認知にひきずられず、他の認知を選ぶ取組をしている。

☐ 性的な欲求をコントロールしようと努力している。

☒ アダルトメディアを視聴するときは、現実とは異なる部分があることを意識している。

☐

問題への対処

☒ 自分が抱えやすい問題を理解している。

☒ 問題が起きたときに備え、いくつかのコーピング（対処方法）を準備している。

☐ 問題が起きたとき、コーピングを実践している。

☐ 問題が起きたとき、イライラしたり、落ち込んだりなど大きく動揺することが少ない。

☐

対人関係

☐ 相手の立場を考えて行動している。

☐ 自分の考え・気持ちを相手に伝えられている。

☐ 日常生活の中で、「会話」をする相手がいる。

☐ 自分の「大切なこと」を話せる相手がいる。

☒ 仕事で、前よりも周りを頼ろうとしている。

新たな生活

☐ 仕事や学校、自分で決めた取組に熱心に取り組んでいる。

☒ 事件につながる生活習慣と距離を置いている。

☐ なりたい自分に向けて日々努力している。

☒ 再発防止計画を意識して生活している。

☐

2 チェックが付いていない取組にチェックを付けるためには、どんな取組が必要か考えてみましょう。

● 職場で、話しかけづらい人にも話しかけてみる。

3 悩み事や心配事があれば教えてください。

母親とほとんど話さないこと。

セルフチェックシートはこれで終了です。お疲れさまでした。

図 1 6 セルフチェックシートの記載例と質問・確認のポイント

(注) 法務省資料による。

3.4 性犯罪をした者の再犯防止を支援するための取組における留意点

3.4.1 性犯罪をした者に対する接し方

(1) 性犯罪をした者に対する動機付け

性犯罪をした者の再犯防止を支援するに当たっては、性犯罪をした者本人が「再犯をしたくない」「性問題行動を起こしたくない」と考え、治療・支援等に意欲を持つことが重要である。そのため、支援者は、本人に対して、治療や支援等に対する動機付けを行ったり、治療や支援等を受ける意欲が低下していないかを適宜確認したりする必要がある。

(2) 性犯罪をした者との面談における工夫

性の問題は語りにくい面があり、性犯罪をした者本人が抱える問題やその背景を詳細に把握できない場合がある。そのため、本人が話しやすいような状況を作ることが重要である。例えば、本人が異性の職員に対して話をしにくい場合には、同性の職員に話をしてもらうようにすることも考えられる。

また、本人から直接聞いた話と客観的な事実が異なる場合や、本人の発言が変わる場合があることに留意した上で、対応することが重要である。

(3) 性犯罪をした者に接する姿勢・態度

性犯罪をした者の再犯防止を支援することは、性犯罪をなくすための取組であるということを前提とする必要がある。その上で、性犯罪という犯罪・暴力をなくすために、性犯罪をした者本人に対する治療・支援等を行うことが重要である。

また、本人に対して先入観を持ったり、過剰に怖がったりすることなく、本人との信頼関係を構築しながら、本人に寄り添った支援を心がけることが大切である。

3.4.2 支援者側の体制、取組方法

(1) 他職種の職員等との連携

性犯罪をした者の状況、例えば、再犯であるか否か、罪状、性依存症等の症状、出所後の家族からの支援の有無等は一人一人異なることから、性犯罪をした者の状況やニーズに適した支援ができるよう、関係者と調整し支援に当たる必要がある。

性犯罪をした者の認知の問題等の改善のみならず、性犯罪をした者が再犯をしない環境を整えられるよう、本人の状況に応じて、精神科医、保健師、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の様々な職種との連携を進めることが大切である。

(2) 支援者に対するケア

性犯罪をした者への支援に熱心に取り組んできた支援者が、意欲を失いスランプに陥ることがある。これを、燃え尽き症候群（バーンアウト・シンドローム）という。また、性犯

罪をした者が再犯をした時に、支援者が、支援に問題があったのではないかと批判されることもある。

性犯罪をした者に対する支援においては、支援者側に大きなストレスがかかる場合があることから、複数名で支援に当たる体制を構築することや、無理のないスケジュールで支援を行うこと、支援者の精神状態を把握し、必要に応じて支援者自身の心のケアを行うことなどが必要である。

3.4.3 取組を進めるに当たってのポイント、留意点

(1) 性犯罪の被害者に対するケア

性加害による被害は、被害者の人生を大きく左右してしまうほど甚大な影響があり、性犯罪をした者が二度と性加害に至らないようにすることが不可欠である。性犯罪をした者の再犯防止の取組は、性犯罪をした者本人に対する円滑な社会復帰のための支援であるが、同時に性犯罪の加害者と被害者を生まないための予防と根絶のための取組である。そのためには、性犯罪被害者が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解した上で、性犯罪被害者が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるよう配慮して取り組む必要がある。

また、性犯罪被害者はもとより、地域の住民に対しても、本取組に関する情報を提供し、理解を得るなど性犯罪根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行うことが重要である。

被害者支援を行っている公的機関のほか、各地域には、被害者支援や相談対応といった活動をしている民間団体が存在する。表5は全国共通の性犯罪相談窓口の一覧である。

また、各地域には、性犯罪被害者を含む犯罪被害者への支援を行っている機関等もあるため、各地域の実情を踏まえ、表6のように、あらかじめリストアップしておくことが望ましい。なお、表6にある被害者支援センターとは、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク¹²に加盟する民間支援団体であり、全国で48団体が加盟している。

各地方公共団体の再犯防止担当部署は、これらの各機関の連絡先を把握した上で、性犯罪をした者が地域に戻った後の取組に対する理解を深めておくことが望ましい。

¹² 公益社団法人全国被害者支援ネットワークHP
<https://www.nnvs.org/>（令和8年5月21日閲覧）

表 5 全国共通の性犯罪被害相談窓口

※最寄りの機関につながります

機関等名	相談できること	連絡先
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力に関する相談を受け付け、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行っている。	(全国共通番号) 携帯電話、NTT アナログの固定電話からは#8891 NTT ひかり電話からは 0120-8891-77 ※宮城県内の NTT ひかり 電話からは 0120-556-460 ※埼玉県内の NTT ひかり 電話からは 0120-31-8341 ※高知県内の NTT ひかり 電話からは 0120-835-350
性犯罪被害相談電話（ハートさん）	性犯罪の被害に遭われた方の専用相談窓口。全国共通の電話番号で、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる。	(全国共通番号) #8103
性暴力に関する SNS 相談「Cure Time（キュアタイム）」	性暴力に関する SNS 相談。PC やスマートフォンからチャットで相談できる。	https://curetime.jp/

表 6 地域にある性犯罪被害者支援機関等

機関等種別	機関等名	相談できること	連絡先
都道府県警察本部			
法テラス			
弁護士会			
医療機関			
カウンセリング機関			
被害者支援センター			

(2) 支援期間、支援を終えるタイミング

支援内容や性犯罪をした者の状況により支援期間は異なるが、性犯罪をした者本人が希望する場合に適宜必要な支援が受けられるようにすることが必要である。

また、支援を終えるタイミングは、本人と支援者側で相談の上で決める必要がある。本人が支援継続の必要性を感じていない場合であっても、支援者側において引き続き支援が必要と判断した場合には、本人と十分に話し合った上で、継続の有無を決めることが大切である。支援そのものは終わりがあってもいいものではないため、一つの支援機関に一度つないだら終わ

りということではなく、必要に応じて複数の支援方法を検討したり、フォローアップをしていったりすることが重要である。

また、支援終了後も、本人が必要な時に再度支援を受けられるような体制を整える必要がある。特に、一度の対応で終わる可能性がある場合には、今後本人にとって役立つような情報（相談窓口や民間団体等の情報）を提供することが推奨される。

(3) 多様な医療や民間団体等における支援の検討

性犯罪をした者が地域に戻った後は、その必要性がある場合や、性犯罪をした者本人の希望に応じる場合に、性問題や性依存に関する医療機関・カウンセリング機関につなぐことが必要であるが、専門的治療が支援の全てではないという点にも留意が必要である。必ずしも全ての地域に適切な医療機関・カウンセリング機関があるとは限らないため、本人が転居する場合に、転居先の地域には、本人が転居前に通っていたような性依存に関する治療を受けられる機関がないといったことも考えられる。そうした場合、性依存に特化した専門的な医療機関がないということで支援を断念するのではなく、例えば、各地域の実情や特徴を踏まえて、支援が必要な人の居場所づくりを行っている団体や、地方公共団体のサポート機関、認知行動療法等を実施している医療機関等を紹介するなど、本人が通いやすい機関等につながるのが望ましい。

このように、就労や生活に関する支援はもとより、家族や他人との人間関係や世代に応じた悩みといった多様な相談に応じ、本人が何らかの支援につながり続けられる環境を作ることが、再犯防止に向けた当事者の支援にとって重要である。

3.5 支援に関する広報の在り方

性犯罪をした者に限らず、犯罪をした者等の再犯防止に関して、地域住民等から理解と協力を得ることが不可欠である。また、刑を終えて出所した人等に対する人権侵犯や、偏見・差別が地域社会において生じないようにする必要がある。そのため、広報啓発活動を行い、再犯防止対策が、犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組であることを発信していくことが重要である。

広報啓発の方法は、地方公共団体のウェブサイトでの情報提供、広報誌やチラシでの情報発信、シンポジウムの開催等があり、地方公共団体の状況に応じて、適切な方法を検討する必要がある。

4. 性犯罪をした者の再犯防止のための支援における関係機関連携の在り方

4.1 連携対象となる各機関の役割及び連携方策

社会に戻った性犯罪をした者の再犯防止を地方公共団体に推進していくためには、官民を問わず、様々な機関・団体と連携していくことが重要である。

連携対象として考えられる主な機関等と役割は、表7のとおりである。日頃から、これらの機関等と顔の見える関係を構築し、連携が必要になった場面でスムーズに対応できるようにすることが望ましい。なお、このうち、法務省の地方機関である保護観察所及び法務少年支援センター（少年鑑別所）については「6. 参考資料」に一覧を掲載しているので、必要に応じて連絡いただきたい。

表7 主な連携対象機関等

機関	主な所掌事務・役割
都道府県警察	16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し、出所した者等について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察においてその所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じる。
保護観察所	1. 記載のとおり、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれている。更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動、⑥精神保健観察、⑦犯罪被害者等施策等の事務を行う。
法務少年支援センター（少年鑑別所）	1. 記載のとおり、各都道府県庁所在地等全国52か所に設置され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う。地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を実施する。
精神保健福祉センター	精神保健福祉法第6条に基づき都道府県及び指定都市に設置されたメンタルヘルスの専門機関。地域住民の精神的健康の保持増進のため、精神保健及び精神障害者福祉に関する様々な相談等に対応している。
自助グループ	同じ問題を抱える人たちが集まり、相互理解や支援をしながら回復を目指すグループ。性犯罪に関しても、性的な問題行動を抱える人のためのグループが存在する。同じ問題を抱える人たちが対等な立場で話をできるため、孤立感の軽減、安心して感情を吐露することによる気持ちの整理、グループの人が回復していくのを見て希望を持てるといった様々な効果が期待できるとされる。

4.2 法務省から関係機関等への情報提供

地方公共団体を含む関係機関等（以下「地方公共団体等」という。）が再犯防止のための支援を行うに当たっては、性犯罪を含む犯罪をした者の把握・確認等のため、その情報を得ることが重要となる。

そこで、法務省では、令和4年9月から、矯正施設の被収容者等の同意がある場合において、再犯防止に資すると認められるときは、地方公共団体等への適切な情報提供を積極的に行うこととし、令和6年3月、改めてこの取組の趣旨を矯正施設に通知した。また、従来から、更生保護官署（地方更生保護委員会¹³及び保護観察所をいう。）において、個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、地方公共団体等が犯罪をした者等への支援を行うに当たり必要な情報について、当該犯罪をした者等の同意を得るなどした上で、地方公共団体等への提供を行っており、令和6年3月、改めて、これらの情報を地方公共団体等に提供するに当たっての留意事項等を取りまとめ、更生保護官署に通知した。

矯正施設及び更生保護官署に上記の通知を発出したことについては、いずれも、令和6年3月、地方公共団体に情報提供しており¹⁴、現在、各地域において、必要に応じて、上記の通知に基づき情報提供がなされている。

¹³ 高等裁判所の管轄区域ごとに設置される地方支分部局であり、主として仮釈放等の事務を行っているほか、保護観察所に対する中間監督機関としての機能も併せ持っている。

¹⁴ 詳細については、次を参照されたい。

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r05/tb_r5fu_08moj_223.pdf

（令和8年5月21日閲覧）



5. ガイドラインに関する Q&A

No.	Q（質問）	A（回答）
1	性犯罪をした者以外に、性問題行動をする者や性依存症の者に対しても本ガイドラインを使うことができますか。	可能です。本ガイドラインは刑事司法手続を終えた性犯罪をした者を主な対象者としていますが、性犯罪をした者以外の者の対応においても適宜御参照ください。
2	ガイドラインの一部分だけ使うことはできますか。	可能です。貴団体の取組内容や、対象者の状況等に応じて、柔軟に御活用ください。
3	「地方公共団体による専門的支援の実施」に取り組めるか不安です。	本ガイドラインで示している支援の全てを行う必要はありません。貴団体の役割や状況等に応じて御活用ください。なお、性犯罪をした者に対する専門的支援を検討する場合には、最寄りの保護観察所等に御相談ください。
4	実施体制や支援対象者の状況に応じて、専門的プログラムの内容を変えることはできますか。	貴団体の判断の下で内容を加除することは可能ですが、それにより期待される取組の効果が下がったり、対象者への支援に影響が生じたりすることがないように御留意ください。プログラムの内容の変更を検討する場合には、最寄りの保護観察所のほか、専門家に相談されることをおすすめします。
5	本ガイドラインを地方公共団体以外の団体で使うことができますか。	本ガイドラインは地方公共団体の職員を対象として策定したもので、地方公共団体による支援を想定した内容となっています。その点に御留意いただいた上で、性犯罪に関する基本知識等の情報を参考にするなど、地方公共団体以外の団体が利用することに支障はありません。

6. 参考資料

6.1 刑法犯検挙者の再犯状況

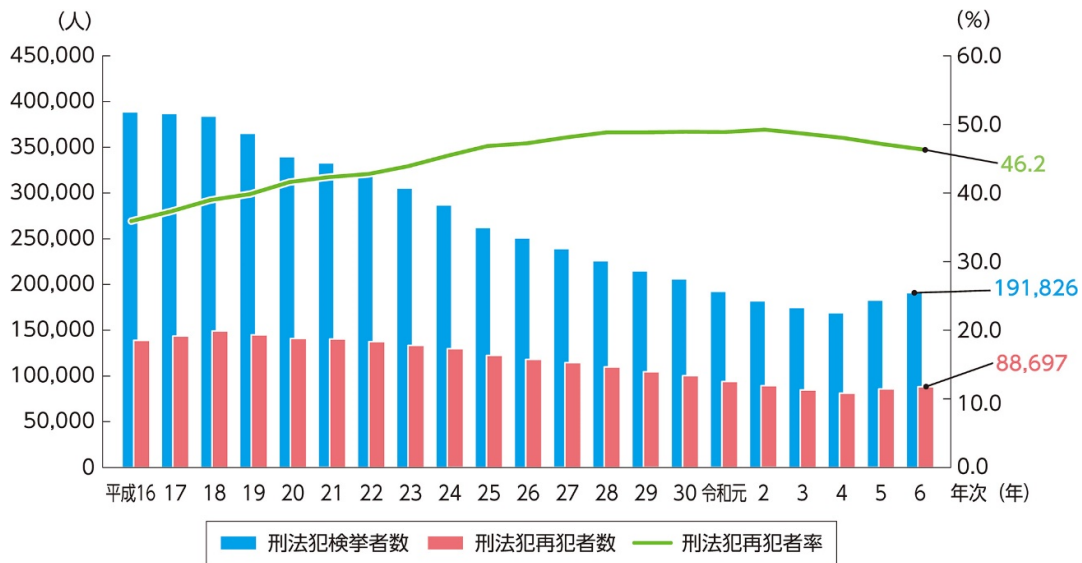


図 1 7 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(注) 「令和 7 年版再犯防止推進白書」による。

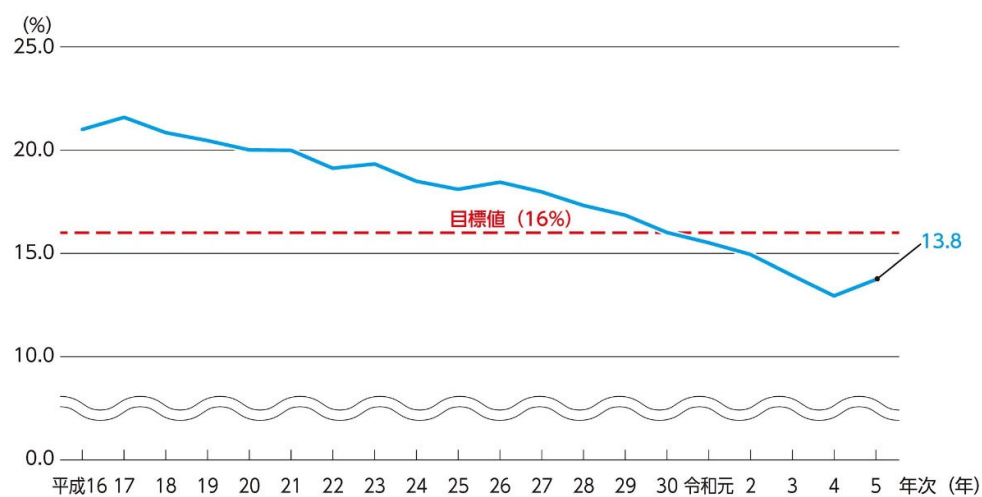


図18 出所受刑者の2年以内再入率の推移

(注) 「令和7年版再犯防止推進白書」による。

6.2 全国の保護観察所・法務少年支援センター（少年鑑別所）一覧

● 保護観察所（令和8年4月現在）

庁名	電話番号	郵便番号	住所
札幌保護観察所	011-261-9225	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎
函館保護観察所	0138-26-0431	040-8550	北海道函館市新川町25-18 函館地 方合同庁舎
旭川保護観察所	0166-51-9376	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目 旭川法 務合同庁舎
釧路保護観察所	0154-23-3200	085-8535	北海道釧路市幸町10-3 釧路地方 合同庁舎
青森保護観察所	017-776-6419	030-0861	青森県青森市長島1-3-25 青森法 務総合庁舎
盛岡保護観察所	019-624-3395	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20 盛岡法務 合同庁舎
仙台保護観察所	022-221-1451	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 仙 台法務総合庁舎
秋田保護観察所	018-862-3903	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2 秋田地方 法務合同庁舎
山形保護観察所	023-631-2277	990-0046	山形県山形市大手町1-32 山形法 務総合庁舎
福島保護観察所	024-534-2246	960-8017	福島県福島市狐塚17 福島法務合 同庁舎
水戸保護観察所	029-221-3942	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1 水戸法務 総合庁舎
宇都宮保護観察所	028-621-2391	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11 宇都 宮地方法務合同庁舎4階
前橋保護観察所	027-237-5010	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1 前橋法 務総合庁舎
さいたま保護観察所	048-861-8287	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3- 16-58 さいたま法務総合庁舎
千葉保護観察所	043-204-7791	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎
東京保護観察所	03-3597-0120	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央 合同庁舎6号館A棟
東京保護観察所立川支部	042-521-4231	190-0014	東京都立川市緑町6-3 立川第二法 務総合庁舎2階
横浜保護観察所	045-201-3006	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎
新潟保護観察所	025-222-1531	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎

庁名	電話番号	郵便番号	住所
甲府保護観察所	055-235-7144	400-0032	山梨県甲府市中央 1-11-8 甲府法務総合庁舎
長野保護観察所	026-234-1993	380-0846	長野県長野市旭町 1108 長野法務総合庁舎
静岡保護観察所	054-253-0191	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 9-45 静岡地方法務合同庁舎
富山保護観察所	076-421-5620	939-8202	富山県富山市西田地方町 2-9-16 富山法務合同庁舎
金沢保護観察所	076-261-0058	920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎
福井保護観察所	0776-22-2858	910-0019	福井県福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎
岐阜保護観察所	058-265-2651	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館
名古屋保護観察所	052-951-2949	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸 4-3-1 名古屋法務合同庁舎
津保護観察所	059-227-6671	514-0032	三重県津市中央 3-12 津法務総合庁舎
大津保護観察所	077-524-6683	520-0044	滋賀県大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
京都保護観察所	075-441-5141	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町 255-4
大阪保護観察所	06-6949-6240	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館
大阪保護観察所堺支部	072-221-0037	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町 2-29 堺地方合同庁舎
神戸保護観察所	078-351-4005	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通 1-4-1 神戸法務総合庁舎
奈良保護観察所	0742-23-4869	630-8213	奈良県奈良市登大路町 1-1 奈良地方法務合同庁舎
和歌山保護観察所	073-436-2501	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁 3 番地 和歌山地方合同庁舎 6 階
鳥取保護観察所	0857-22-3518	680-0842	鳥取県鳥取市吉方 109 鳥取第三地方合同庁舎
松江保護観察所	0852-21-3767	690-0841	島根県松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎
岡山保護観察所	086-224-5661	700-0807	岡山県岡山市北区南方 1-8-1 岡山法務総合庁舎
広島保護観察所	082-221-4495	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎
山口保護観察所	083-922-1327	753-0088	山口県山口市巾着町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館

庁名	電話番号	郵便番号	住所
徳島保護観察所	088-622-4359	770-0852	徳島県徳島市徳島町 2-17 徳島法務総合庁舎
高松保護観察所	087-822-5445	760-0033	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎
松山保護観察所	089-941-9983	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-4-1 松山法務総合庁舎
高知保護観察所	088-873-5118	780-0850	高知県高知市丸の内 1-4-1 高知法務総合庁舎
福岡保護観察所	092-761-6736	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第 2 法務総合庁舎
福岡保護観察所北九州支部	093-561-6340	803-0813	福岡県北九州市小倉北区城内 5-1 小倉合同庁舎
佐賀保護観察所	0952-24-4291	840-0041	佐賀県佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎
長崎保護観察所	095-822-5175	850-0033	長崎県長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎
熊本保護観察所	096-366-8080	862-0971	熊本県熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第二合同庁舎
大分保護観察所	097-532-2053	870-8523	大分県大分市荷揚町 7 番 5 号 大分法務総合庁舎 5 階
宮崎保護観察所	0985-24-4345	880-0802	宮崎県宮崎市別府町 1 番 1 号 宮崎法務合同庁舎
鹿児島保護観察所	099-226-1556	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町 13-10 鹿児島第 3 地方合同庁舎
那覇保護観察所	098-853-2946	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎

● 法務少年支援センター（令和８年４月現在）

庁名	電話番号	郵便番号	住所
法務少年支援センターさっぽろ	011-787-0111	007-0802	北海道札幌市東区東苗穂 2 条 1-1-25
法務少年支援センターはこだて	0138-30-7877	042-0944	北海道函館市金堀町 6-15
法務少年支援センターくしろ	0154-41-5877	085-0834	北海道釧路市弥生 1-5-22
旭川法務少年支援センター （青少年心理相談室）	0166-31-5511	078-8231	北海道旭川市豊岡 1 条 1 丁目 3-24
法務少年支援センターあおもり	017-723-6677	030-0853	青森県青森市金沢 1-5-38
法務少年支援センター仙台 （ふるじろ心の相談室）	022-286-2322	984-0825	宮城県仙台市若林区古城 3-27-17
法務少年支援センターいわて （月が丘相談室）	019-647-2205	020-0121	岩手県盛岡市月が丘 2-14-1
やまがた法務少年支援センター （小白川青少年心理相談室）	023-642-3445	990-0021	山形県山形市小白川町 5-21-25
秋田法務少年支援センター	018-865-1222	010-0973	秋田県秋田市八橋本町 6-3-5
法務少年支援センター福島	024-557-7020	960-8254	福島県福島市南沢又字原町越 4-14
法務少年支援センターみと （青少年問題相談室）	029-251-4816	310-0045	茨城県水戸市新原 1-15-15
うつのみや法務少年支援センター	028-648-5686	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町 574-1
法務少年支援センターぐんま	027-233-7552	371-0035	群馬県前橋市岩神町 4-5-7
さいたま法務少年支援センター （非行防止相談室ひいらぎ）	048-862-2051	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16-36
千葉法務少年支援センター	043-251-4970	263-0016	千葉県千葉市稲毛区天台 1-12-9
東京法務少年支援センター （ねりま青少年心理相談室）	03-3550-8802	179-0084	東京都練馬区氷川台 2-11-7
東京西法務少年支援センター （もくせいの杜心理相談室）	042-500-5295	196-0035	東京都昭島市もくせいの杜 2-1-1
よこはま法務少年支援センター （青少年心理相談室）	045-845-2333	233-0003	神奈川県横浜市港南区港南 4-2-1
新潟法務少年支援センター	025-265-1622	951-8133	新潟県新潟市中央区川岸町 1-53-2
法務少年支援センター甲府	055-241-7747	400-0055	山梨県甲府市大津町 2075 の 1
法務少年支援センター長野 （善光寺下の青少年心理相談室）	026-237-1123	380-0803	長野県長野市三輪 5-46-14
法務少年支援センター静岡	054-281-3220	422-8021	静岡県静岡市駿河区小鹿 2-27-7
金沢法務少年支援センター （小立野青少年相談室）	076-222-4542	920-0942	石川県金沢市小立野 5-2-14
ぎふ法務少年支援センター	058-232-1123	502-0851	岐阜県岐阜市鷺山 1769-20

庁名	電話番号	郵便番号	住所
愛知法務少年支援センター	052-721-8439	464-8585	愛知県名古屋市中千種区北千種 1-6-6
富山法務少年支援センター	076-428-2266	939-8263	富山県富山市才覚寺 162-2
法務少年支援センターふくい	0776-23-5558	910-0001	福井県福井市大願寺 3-4-20
三重法務少年支援センター (あかつき青少年相談室)	059-222-7080	514-0043	三重県津市南新町 12-12
法務少年支援センターおうみ (こころの相談室おうみ)	077-537-1023	520-0867	滋賀県大津市大平 1-1-2
法務少年支援センター京都 (かもがわ教育相談室)	075-751-7115	606-8307	京都府京都市左京区吉田上阿達町 37
大阪法務少年支援センター	072-228-5383	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町 8-30
神戸法務少年支援センター	078-351-0771	652-0015	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町 40-7
奈良法務少年支援センター (やまと青少年支援室)	0742-22-4830	630-8102	奈良県奈良市般若寺町 18-4
わかやま法務少年支援センター	073-433-0850	640-8127	和歌山県和歌山市元町奉行丁 2-1
鳥取法務少年支援センター (青少年相談室)	0857-23-4443	680-0007	鳥取県鳥取市湯所町 2-417
島根法務少年支援センター (くにびき青少年心のサポートセンター)	0852-23-3944	690-0873	島根県松江市内中原町 195
おかやま法務少年支援センター (みしま心の相談室)	086-281-1112	701-0206	岡山県岡山市南区箕島 2512-2
広島法務少年支援センター (非行問題相談室)	082-543-5775	730-0823	広島県広島市中区吉島西 3-15-8
法務少年支援センター山口 (すこやか青少年心理相談室)	083-922-6701	753-0074	山口県山口市中央 4-7-5
徳島法務少年支援センター	088-652-4115	770-0816	徳島県徳島市助任本町 5-40
法務少年支援センター高松	087-834-7112	760-0071	香川県高松市藤塚町 3-7-28
松山法務少年支援センター (青少年心の相談室)	089-952-2846	791-8069	愛媛県松山市吉野町 3860
法務少年支援センターこうち	088-872-9330	780-0065	高知県高知市塩田町 19-13
法務少年支援センターふくおか	092-541-5288	815-0042	福岡県福岡市南区若久 6-75-2
法務少年支援センターこくら (こころの相談室)	093-963-2156	802-0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町 1-1-7
さが法務少年支援センター	0952-27-3277	840-0856	佐賀県佐賀市新生町 1-10
法務少年支援センターながさき (浦上青少年相談室)	095-847-2460	852-8114	長崎県長崎市橋口町 4-3
法務少年支援センターくまもと	096-325-4700	860-0082	熊本県熊本市西区池田 1-9-27
法務少年支援センター大分 (思春期さぽ〜と)	097-538-4152	870-0016	大分県大分市新川町 1-5-28

庁名	電話番号	郵便番号	住所
宮崎法務少年支援センター (思春期ひむか相談室)	0985-22-7830	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島 2-16-5
法務少年支援センターかごしま	099-254-7830	890-0081	鹿児島県鹿児島市唐湊 3-3-5
なは法務少年支援センター (波之上こころの相談所)	098-868-4650	900-0036	沖縄県那覇市西 3-14-20

7. 付属資料

- ・ 付属資料 1 インテークシート
- ・ 付属資料 2 セルフチェックシート
- ・ 付属資料 3 STEPｓ - R
- ・ 付属資料 4 家族が相談できる機関記入様式
- ・ 付属資料 5 被害者が相談できる機関記入様式

性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～

令和5年3月

令和8年6月（一部改訂）

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室